協定項目	24-(3)-ア 各種事務事業の取扱い(保健福祉に関する事務事業/保健衛生関係)
調整方針	 予防接種事業については、現行のとおり新市に引き継ぐものとする。 基本健康診査、各種検診等については、疾病の早期発見、早期治療による住民の健康増進を図るため、集団検診に係る受診者負担額については無料とする。なお、個別検診に係る受診者負担額については、合併年度の翌年度から白河市の例により統一する。 検診対象年齢については、合併年度の翌年度から白河市の例により統一する。ただし、歯周病検診については、40歳、45歳、50歳、55歳及び60歳とする。 保健センターの運営については、現行のとおり新市に引き継ぐものとする。 健康カレンダーについては、現行のとおり新市に引き継ぎ、内容については新市において調整する。

各種検診等事業										
				4	市村	の現	況			
			基本健康診査		各	種がん検	診		その他	の検診
			基 中健康彰且	胃がん検診	大腸がん検診	肺がん検診	子宮がん検診	乳がん検診	歯周病検診	骨粗鬆症予防検査
	対象を	Š	40歳以上	30歳以上	40歳以上	40歳以上・ 喀痰検査は50歳 以上のパリスク者	30歳以上	40歳以上偶数年 齢の隔年		30歳以上の女性
<u> </u>	検診方法		集団・個別	集団・個別	集団・個別	集団	集団・個別	個別		集団のみ
白 河 市	受診者負担額	集団	600	500	400	肺がん検診(無料) 喀痰検査 400	400			500
	(円)	個 別	1,100	2,000	600		子宮頚がん1,000 子宮体がん 700	1,400		
	対象者	当	40歳以上	40歳以上	40歳以上	40歳以上・ 喀痰検査は50歳 以上のハイリスク者	30歳以上	40歳以上偶数年 齢の隔年	19~59歳	30歳以上の女性
表郷村	検診方法	去	集団	集団	集団	集団	集団・個別	集団・個別	集団	集団
表郷村	豆*人*人4.10年	集団	(無料)	(無料)	(無料)	(無料)	(無料)	(無料)	(無料)	(無料)
	受診者負担額 (円)	個 別					(無料)	(無料)		
	対象	当	40歳以上	40歳以上	40歳以上	40歳以上・ 喀痰検査未実施	30歳以上	40歳以上偶数年 齢の隔年	30歳以上の女性	
大信村	検診方法	去	集団	集団	集団	集団	集団・個別	集団・個別	集団	
	平於老名扣茲	集団	1,000	500	(無料)	(無料)	400	(無料)	(無料)	
	受診者負担額 (円)	個 別					子宮頚がん 400 子宮体がん 700	(無料)		
	対象者	š	30歳以上	30歳以上	30歳以上	40歳以上・ 喀痰検査未実施	30歳以上	40歳以上偶数年 齢の隔年	40歳以上70歳 未満	30歳以上の女性
事 ##	検診方法	去	集団	集団	集団	集団	集団・個別	集団・個別	集団	集団
東村	亚 公老名 扣 每	集団	1,000	胃がん・大腸がん いずれを受けても	, 5500	(無料)	500	マンモグ・ラフィ 600 併用 1,100	500	400
	受診者負担額 (円)	個 別					子宮頚がん1,000 子宮体がん 900	触視診 400 マンモク ラフィ 400		
東村にお	いて70歳以上に	受診者:	 負担なし。							

区分		4 市 村	の 現 況	
	白 河 市	表郷村	大	村
保健センター の運営	【白河市保健センター】	【表郷村保健センター】	【大信村保健センター】	【東村保健福祉センター】
の連合	・所在地:白河市字北中川原313番地	・所在地:表郷村大字金山字長者久保 2-5	・所在地:大信村大字町屋字沢田18番 地	153-3
	・開設年月日:平成元年4月1日	・開設年月日:平成13年4月1日	・開設年月日:昭和63年4月1日	(東村保健センター、東村デイサー ビスセンター及び東村在宅介護支 援センターの複合施設)
	・業 務 内 容: 健康教育	・業 務 内 容: 健康相談及び健康教育	・業 務 内 容: 健康の保持及び増進に関する相談	・開設年月日:平成12年4月1日
	健康科良 健康科良 健康診査 機能訓練 成人病予防その他疾病の予防 健康づくり運動 栄養改善	保保相談及び予防教育 保健指導及び予防教育 各種検診及び予防衛生 保健衛生思想の普及啓発 その他保健センターの設置目的を 達成するために必要な事業	健康の保持及び増進に関する調査 研究 健康の保持及び増進に関する知識 の普及指導 その他その設置の目的を達成する ため必要業務	・業 務 内 容: (東村保健センター) 健康相談 保健指導 健康診査 その他地域保健に関し必要な事業
	木食以普 母子保健 その他健康の保持増進	・使用料:徴収なし	・使用料: 8時30分~17時 時間外	・使用料:徴収なし
	・使用料:徴収なし		研修展示室 4,100円 5,200円 保健指導室 4,100円 5,200円 栄養指導室 8,200円 10,300円	
健康カレンダー	【健康カレンダー】	【健康カレンダー】	【健康カレンダー】	【くらしのカレンダー】
の作成	・作成部数:17,000部	・作成部数:2,000部	・作成部数:1,600部	・作成部数:1,700部
	・単 価:7.5円/枚(16年度版)	・単 価:450円/冊(16年度版)	・単 価:385円/冊(16年度版)	・単 価:394円/冊(16年度版)
	・作成方法:業務委託、 年度カレンダー	・作成方法:業務委託、 年度カレンダー	・作成方法:業務委託、 年度カレンダー	・作成方法:業務委託、 年度カレンダー
	・配布方法:広報白河お知らせ版の折 込ちらしとして各戸配布	・配布方法:各行政区長を通じ各戸配 布	・配布方法:各行政区長を通じ各戸配 布	・配布方法:村配達員により各戸配布
	・掲載内容:母子保健事業の年間計画 市の年間行事予定	・掲載内容:保健事業のほか学校行事 村の主事業	・掲載内容:保健事業のほか学校行事 村の主事業	・掲載内容:保健事業をはじめ学校行 事、ごみ収集日、税の納 付期限等、概ね予定の決
		国民健康保険特別会計より一部補助	国民健康保険特別会計より一部補助	お知成寺、気はアたの人まっている村の主行事

【先進事例】

田村地方5町村合併協議会(新設合併)

- 1.予防接種事業については、都路村の予防接種の種類・方法により新市に引き継ぐものとする。個別接種については、依頼医療機関を拡大し、年間を通じて実施する。 ただし、依頼医療機関以外の個別接種は大越町の例による。
- 2 . 基本健康検査については、対象者、基本的検査内容、会場を現行のとおり新市に引き継ぐものとする。また、応分の受益者負担の原則を基本に700円の自己負担金を 徴収する。ただし、費用徴収免除規定を設ける。各種がん検診については、胃がん検診400円、大腸がん検診100円、肺がん(喀痰)検診300円、子宮がん(集団)検診 300円、子宮がん(施設)検診2,100円、乳がん(集団)検診700円、前立腺がん検診300円の自己負担金を徴収する。
- 3、健康カレンダー及び保健だよりについては現行のとおり新市に引き継ぎ、地域の実情に応じて調整する。なお、新市における新市全体の年間予定表を配布する。

伊達7町合併協議会(新設合併)

- 1 . 基本健康診査は、合併年度はそれぞれの町の例により実施し、合併後1年以内に統一する。
- 2. 町単独健康診査事業は、合併後1年以内に調整する。
- 3.ガン検診は、合併年度はそれぞれの町の例により実施し、合併後1年以内に統一する。

佐野市・田沼町・葛生町合併協議会(新設合併)

- 1、検診方法及び個人負担金については、合併年度及び翌年度は現行どおりとし、合併する年度の翌々年度に統一する。
- 2、佐野市保健センター、田沼町老人保健センター及び葛生町健康福祉センターについては、現行のとおりとする。なお、名称については、合併までに検討する。

登米地域合併協議会(新設合併)

- 1.予防接種事業については、現行のとおり実施する。
- 2. 基本健康診査などの検診内容については合併時に統一する。

石和町・御坂町・一宮町・八代町・境川村・春日居町合併協議会(新設合併)

- 1.予防接種については、予防接種法に基づき現行のとおり実施する。
- 2.健康診査、人間ドック、各種検診は現行制度を継続して実施するが、内容については合併時までに調整する。自己負担金については金額を統一する。
- 3.保健センター等については現行のとおり新市に引き継ぐ。

佐渡市(平成16年3月1日 新設合併)

- 1.健康診査の自己負担額は、合併時に統一する。ただし、合併の期日の属する年度は現行のとおりとする。
- ・基本健診500円、胃ガン検診500円、子宮ガン検診500円、肺ガン(レントゲン)検診0円、肺ガン(喀痰)検診500円、乳ガン検診300円、乳ガン(マンモ併用)検診 500円、大腸ガン検診400円、骨密度検診300円。
- 2.健康診査の項目数及び対象年齢については、合併後拡大するように調整する。
- 3.検診場所については、合併時現行のとおりとする。
- 4.検診手数料が無料になる者の範囲は、合併時に統一する。ただし、合併の期日の属する年度は、現行のとおりとする。
 - ・ 老人保護法の規定による者

生活保護世帯

市長が認めた者

安芸高田市(平成16年3月1日 新設合併)

- 1.保健センターについては、現行のとおり新市に引き継ぐ。
- 2.総合健診・老人健診事業については,当分の間現行のとおり実施し,新市において調整する。
- 3.予防接種事業については,予防接種法(昭和23年法律第68号)及び結核予防法(昭和26年法律第96号)に基づいた接種は原則個別接種で実施する。集団接種が 望ましいポリオ,ツベルクリン反応検査及びBCG接種については,保健センター及び各学校において集団接種する。

飛騨市(平成16年2月1日 新設合併)

1.健康診査事業、予防接種事業については、それぞれ現行のとおり実施し、内容については住民に不公平の生じないよう新市移行までに統一する。

東かがわ市(平成15年4月1日 新設合併)

- 1.予防接種事業については、合併時に予防接種の方法及び自己負担額の統一を図る。
- 2. 老人保健事業については、現行のとおり新市に引き継ぎ、自己負担額等については合併時に調整し統一を図る。

協定項目	24-(3)-イ	各種事務事業の取扱い(保健福祉に関する事務/障がい者福祉関係)
調整方針	策定する。 2 国又は県が定める に努めるものとす 3 特定疾患患者見数 4 身体障がい者訪問 5 点字広報・録音の	ついては、障がい者の福祉に関する施策及び障がいの予防に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、新市において新たにる制度により実施している事業については、現行のとおり新市に引き継ぎ、その要綱等に準拠しながら、引き続きサービスの充実する。 舞金支給事業については、合併年度の翌年度から白河市の例により統一する。 別入浴サービス事業については、新市においてサービス回数を週2回として実施する。 広報発行事業については、合併時から白河市の例により実施する。 成遺事業については、合併時から白河市の例により実施する。

【福祉手帳寺の父付状况】				(平成16	9年4月1日現任・単位:人)
	白 河 市	表郷村	大 信 村	東村	計
身体障害者手帳	1,351	249	221	257	2,078

		I	רו אור אין	7	N 11	н
身体障害	者手帳	1,351	249	221	257	2,078
	1 級	438	68	51	82	639
	2 級	244	48	35	39	366
	3 級	199	30	35	39	303
	4級以下	470	103	100	97	770
療育手帳		235	63	36	27	361
	Α	91	28	12	18	149
	В	144	35	24	9	212
精神障害者	皆保健福祉手帳	102	11	6	11	130
	1 級	23	1	2	0	26
	2 級	57	5	4	11	77
	3 級	22	5	0	0	27

区分		4 市 村	の 現 況	
	白 河 市	表郷村	大 信 村	東村
障がい者計画 の策定	白河市障害者計画 「共に生きる社会を目指して」	表郷村障害者計画 「やすらぎとふれあいのある村づくり を目指して」	大信村障害者施策推進計画	東村障害者計画
	計画期間 平成 11 ~ 15 年度	計画期間 平成 12 ~ 16 年度	計画期間 平成 12 ~ 16 年度	計画期間 平成 12 ~ 16 年度

区分		4 市 村	の現況	
	白 河 市	表郷村	大 信 村	東村
身体障がい者 (児)支援費 事業	内 容 ・身体障がい者の自己決定を尊重し、 利用者本位のサービスの提供を基本 とし、事業者との対等な関係に基づ き、利用者自らがサービスを選択し、 契約によりサービスを利用する制度 利用者負担 ・本人、扶養義務者の収入状況に応じ 負担金を徴収する。 費用負担 国 1/2、市 1/2 利用者数 ・居宅支援分 61名 ・施設支援分 14名	内 容 ・身体障がい者の自己決定を尊重し、 利用者本位のサービスの提供を基本 とし、事業者との対等な関係に基づ き、利用者自らがサービスを選択し、 契約によりサービスを利用する制度 利用者負担 ・本人、扶養義務者の収入状況に応じ 負担金を徴収する。 費用負担 国 1/2、県 1/4、村 1/4 利用者数 ・居宅支援分 1名 ・施設支援分 1名	内 容 ・身体障がい者の自己決定を尊重し、利用者本位のサービスの提供を基本とし、事業者との対等な関係に基づき、利用者自らがサービスを選択し、契約によりサービスを利用する制度利用者負担 ・本人、扶養義務者の収入状況に応じ負担割合 国 1/2、県 1/4、村 1/4 利用者数 ・居宅支援分 1名・施設支援分 3名	内 容 ・身体障がい者の自己決定を尊重し、 利用者本位のサービスの提供を基本 とし、事業者との対等な関係に基づ き、利用者自らがサービスを選択し、 契約によりサービスを利用する制度 利用者負担 ・本人、扶養義務者の収入状況に応じ 負担金を徴収する。 負担割合 国 1/2、県 1/4、村 1/4 利用者数 ・居宅支援分 1 名 ・施設支援分 4名
身体障がい者補装具の修理交付事業	目 的 ・身体障がい者(18 歳以上の者)の 失われた身体機能を補完又は代償 し、身体障がい者の職業その他日常 生活の能率の向上を図る。 対象者 ・身体障害者手帳所持者 内 ・補装具の種類(主なもの) 視覚障害 補聴器 眼鏡 聴覚障害 補聴器 肢体障害 義肢、装具、車椅子、電動 下検育 ストマ用装具 自己負担 ・世帯の課税状況により一部負担 費用負担 国 1/2、市 1/2 利用件数 48 件	目 的 ・身体障がい者(18 歳以上の者)の 失われた身体機能を補完又は代償 し、身体障がい者の職業その他日常 生活の能率の向上を図る。 対象者 ・身体障害者手帳所持者 内 ・補装具の種類(主なもの) 視覚障害 補聴器 眼鏡 聴覚障害 補聴器 肢体障害 義肢、実具、車椅子、電動下検育 三語障害 人工収頭 大田、田・田・田・田・田・田・田・田・田・田・田・田・田・田・田・田・田・田・田	目的・身体障がい者(18歳以上の者)の失われた身体機能を補完又は代償し、身体障がい者の職業その他日常生活の能率の向上を図る。対象者・身体障害者手帳所持者内容・補装具の種類(主なもの)視覚障害 神聴器 眼鏡 聴覚障害 補聴器 眼鏡 職覚障害 補聴器 長体障害 義肢、装具、車椅子、電動車椅子、電動車椅子、電力負担 ・世帯の課税状況により一部負担 ・世帯の課税状況により一部負担費用負担 1/2、県 1/4、村 1/4 利用件数 21件	目 的 ・身体障がい者(18 歳以上の者)の 失われた身体機能を補完又は代償 し、身体障がい者の職業その他日常 生活の能率の向上を図る。 対象者 ・身体障害者手帳所持者 内。容 ・補装具の種類(主なもの) 視覚障害 補聴器 服体障害 義財、装具、車椅子、電関障害 根極時害 表別事職所表別事務。 を同じて、表別では、まり、車の関係を表別である。

				1
区分		4 市 村	の現況	
	白 河 市	表郷村	大 信 村	東村
重度身体障がい者日常生活 用具給付事業	目 的 ・在宅の重度身体障がい者に日常生活 用具を給付又は貸与することによ り、日常生活の便宜を図る。 自己負担 ・世帯の課税状況により一部負担 費用負担 国 1/2、市 1/2 利用者数 26名	目 的 ・在宅の重度身体障がい者に日常生活 用具を給付又は貸与することによ り、日常生活の便宜を図る。 自己負担額 ・世帯の課税状況により一部負担 費用負担 国 1/2、県 1/4、村 1/4 利用者数 0名	目 的 ・在宅の重度身体障がい者に日常生活 用具を給付又は貸与することによ リ、日常生活の便宜を図る。 自己負担額 ・世帯の課税状況により一部負担 費用負担 国 1/2、県 1/4、村 1/4 利用者数 0名	目 的 ・在宅の重度身体障がい者に日常生活 用具を給付又は貸与することによ リ、日常生活の便宜を図る。 自己負担額 ・世帯の課税状況により一部負担 負担割合 国 1/2、県 1/4、村 1/4 利用者数 0名
重度心身障が い者医療費助 成制度		内 容 ・重度の心身障がい者の健康を確保するため、医療機関等で受診時の自己負担分の医療費助成対象者 身体障害者手帳1・2級又は3級の内部機能障がい(心臓、腎臓、呼吸器、ぼうこう若しくは直腸、小腸又は免疫機能障がい)を有する者療育手帳A判定であわせて、身体障害者手帳を所持する者精神保健福祉手帳1級の者又は2、3級でかつ身体障害手帳若しくは療育手帳を所持する者	内 容 ・重度の心身障がい者の健康を確保するため、医療機関等で受診時の自己負担分の医療費助成対象者 身体障害者手帳1・2級又は3級の内部機能障がい(心臓、腎臓、呼吸器、ぼうこう若しくは直腸、小腸又は免疫機能障がい)を有する者療育手帳A判定であ身体障害者手帳を所持する者精神保健福祉手帳1級の者又は2、3級でかつ身体障害手帳若しくは療育手帳を所持する者	内 容 ・重度の心身障がい者の健康を確保するため、医療機関等で受診時の自己負担分の医療費助成対象者 身体障害者手帳1・2級又は3級の内部機能障がい(心臓、腎臓、呼吸器、ぼうこう若しくは直腸、小腸又は免疫機能障がい)を有する者療育手帳A判定の者又は療育手帳を所持神保健福祉手帳1級の者又は2、3級でかつ身体障害手帳若しくは療育手帳を所持する者
在宅重度障が い者対策事業	内 容 ・在宅の重度障がい者に対し、治療及 び予防のため、日常生活において必 要な治療材料を給付	内 容 ・在宅の重度障がい者に対し、治療及 び予防のため、日常生活において必 要な治療材料を給付	内 容 ・在宅の重度障がい者に対し、治療及 び予防のため、日常生活において必 要な治療材料を給付	内 容 ・在宅の重度障がい者に対し、治療及 び予防のため、日常生活において必 要な治療材料を給付

区分		4 市 村	の現況	
	白 河 市	表郷村	大 信 村	東村
	対象者 〔治療体障がになっている。 身体ででいいではない。 ・身体ででいいではないでは、2 級のでは、2 級ののにはでいいでは、2 級ののにはなる。 ・ はいるではなる。 ・ はいるではなる。 ・ はいるでは、一 では、一 では、一 では、一 では、一 では、一 では、一 では、一	対象者 〔治療材料〕 ・身体障がいの程度でがいの程度でがいる者 身体の者者の方を対している。 する者ではいる者ではいる者ではいる者ではいる者ではいる者ではいる者ではいる者ではい	対象者 〔治療材料〕 ・身体障がにの程度でがいの程度でがいる程度でいる名 ・身体ででである。 ・身体でである。 ・身体でではいる者でのではずれる。 ・方を対する者ではは、 ・本にはできた。 ・本にはできた。 ・本にはできた。 ・本にはできた。 ・本には、 ・本にはは、 ・本にははは、 ・本にははは、 ・本にはは、 ・本にははははは、 ・本にはははははははははははははははははははははははははははははははははははは	対象者 〔治療性 1/2、村 1/2 対象者 「治療性 1/2、村 1/2 対象者 「治療性 1/2、村 1/2 対象者 「治療性 1/2、村 1/2 対象者 「治療性 1/2、村 1/2
人工透析患者 通院交通費補 助事業		目 的 ・腎臓機能障害者が人工透析のため、 医療機関へ通院するのに要する交通 費を補助することにより、経済的負 担の軽減を図り障がい者の福祉の増 進を図る。	目 的 ・腎臓機能障害者が人工透析のため、 医療機関へ通院するのに要する交通 費を補助することにより、経済的負 担の軽減を図り障がい者の福祉の増 進を図る。	目 的 ・腎臓機能障害者が人工透析のため、 医療機関へ通院するのに要する交通 費を補助することにより、経済的負 担の軽減を図り障がい者の福祉の増 進を図る。

区分		4 市 村	の現況	
	白 河 市	表郷村	大 信 村	東村
	対象者 ・腎臓機能障害者で身体障害者手帳を所持し血液透析療法を受ける者で次のいずれにも該当しない(通院区間内で経費の安い交通機関を利用)の者通院区間が1.5 km以下所得制限に該当する者理由がないのに最寄の専門医療機関を利用しない者給付額 ・通院に要した経費から5千円を引いた額で月3万円が限度額費用負担果1/2、市1/2受給者数 2名	対象者 ・腎臓機能障害者で身体障害者手帳を所持し血液透析療法を受ける者で次のいずれにも該当しない者 交通費が月5千円以下(通院区間内で経費の安い交通機関を利用)の者 通院区間が1.5 km以下の者所得制限に該当する者 理由がないのに最寄の専門医療機関を利用しない者給付額 ・通院に要した経費から5千円を引いた額で月3万円が限度額費用負担 県 1/2、村 1/2 受給者数 0名	対象者 ・腎臓機能障害者で身体障害者手帳を所持し血液透析療法を受ける者で通費が月5千円以下(通院区間内で経費の安い交通機関を利用)の者通院区間が1.5 km以下の者所得制限に該当する者理由がないのに最寄の専門医療機関を利用しない者給付額・通院に要した経費から5千円を引いた額で月3万円が限度額費用負担果1/2、村1/2受給者数 0名	対象者 ・腎臓機能障害者で身体障害者手帳を所持し血液透析療法を受ける者で次のいずれにも該当しない者 交通費が月5千円以下(通院区間内で経費の安い交通機関を利用)の者 通院区間が1.5 km以下の者所得制限に該当する者理由がないのに最寄の専門医療機関を利用しない者給付額 ・通院に要した経費から5千円を引いた額で月3万円が限度額費用負担果 1/2、村 1/2 受給者数 0名
身体障がい者 自動車操作訓 練助成事業	内 容 ・身体障がい者が運転免許を取得することにより、就労等の社会参加が見込まれるときに、免許を取得するのに必要な経費の一部を助成対象者 ・身体障害者手帳を持つ下肢障害、聴覚障害者 市内に居住地を有する身体障がい者であって、満18 才以上の者自動車教習所において、操作訓練を受けてあいて、操作訓練を受けている。 ・免許取得に要した経費の2/3以内で、10万円が限度額費用負担 国 1/3、県 1/3、市 1/3	内 容 ・身体障がい者が運転免許を取得することにより、就労等の社会参加が見込まれるときに、免許を取得するのに必要な経費の一部を助成対象者 身体障害者手帳を持つ下肢障害者、聴覚障害者 村内に居住地を有する身体障がい者であって、満 18 才以上の者自動車教習所において、操作訓練を受けてあいて、操作訓練を受けた終費の 2/3 以内で、10 万円が限度額費用負担 国 1/3、県 1/3、村 1/3	内 容 ・身体障がい者が運転免許を取得することにより、就労等の社会参加が見込まれるときに、免許を取得するのに必要な経費の一部を助成対象者 身体障害者手帳を持つ下肢障害者、聴覚障害者 村内に居住地を有する身体障がい者であって、満18 才以上の者自動車教習所において、操作訓練を受けて免許を取得する者助成額 ・免許取得に要した経費の2/3以内で、10万円が限度額費用負担 国 1/3、県 1/3、村 1/3	内 容 ・身体障がい者が運転免許を取得することにより、就労等の社会参加が見込まれるときに、免許を取得するのに必要な経費の一部を助成対象者 身体障害者手帳を持つ下肢障害者、聴覚障害者 村内に居住地を有する身体障がい者であって、満18 才以上の者自動車教習所において、操作訓練を受けて免許を取得する者助成額 ・免許取得に要した経費の2/3以内で、10万円が限度額費担 国 1/3、県 1/3、村 1/3

区分		4 市 村	の現況	
	白 河 市	表郷村	大 信 村	東村
重度身体障がい者自動車改造費助成事業	目 的 ・重度の身体障がい者が就労に伴い、自ら所有し運転する自動車の操行装置等の一部を改造する経費を助成することにより、身体障がい者の社会参加を促進する。 内 容 ・自動車の操行装置等の一部を改造する必要がある場合の改造費を助成対象者 上肢・下肢又は体幹機能障害で、身体障害者手帳1~2級の者就労働車を改造する必要のある者所得制限を超えない者助成額 10万円が限度額費用負担 国 1/3、県 1/3、市 1/3	目 的 ・重度の身体障がい者が就労に伴い、自ら所有し運転する自動車の操行装置等の一部を改造する経費を助成することにより、身体障がい者の社会参加を促進する。 内 容 ・自動車の操行装置等の一部を改造する必要がある場合の改造費を助成対象者 上肢・下肢又は体幹機能障害で、身体障害者手帳1~2級の者就労のため自らが所有し、運転する自動車を改造する必要のある者所得制限を超えない者助成額 10万円が限度額費用負担 国 1/3、県 1/3、村 1/3	目 的 ・重度の身体障がい者が就労に伴い、自ら所有し運転する自動車の操行装置等の一部を改造する経費を助成社会参加を促進する。 内 容 ・自動車の操行装置等の一部を改造する必要がある場合の改造費を助成対象者 上肢・下肢又は体幹機能障害で、身体障害者手帳1~2級の者が所有し、運転する自らが所有し、運転する自動車を改造する必要のある者所額 10万円が限度額費用負担 国 1/3、県 1/3、村 1/3	目 的 ・重度の身体障がい者が就労に伴い、自ら所有し運転する自動車の操行装置等の一部を改造する経費を助成社会参加を促進する。 内容・自動車の操行装置等の一部を改造費を助成対象者 上肢・下肢又は体幹機能障害で、身体障害者手帳1~2級の運転者就労のため自らが所有し、ある自動車を改造する公費のため間を超えない者助成額 10万円が限度額費用負担 国 1/3、県 1/3、村 1/3
身体障がい者 住宅改善費助 成事業	目 的 ・身体障がい者の日常生活を容易にするため、住宅改善に要する費用の一部又は全部を助成することにより、在宅での自立した生活の促進と介護者負担の軽減を図る。 対象者 ・下肢、体幹機能障害又は乳幼児以前の非進行性の脳病変による運動機能に限るうを有まるし、特殊便器への取替えについては上肢障害程度等級3級以上の者(ただし上肢障害の取付け、段差の解消、ののようでの影面の取付け、段差の解消、別の下りによるである。場所である。場所である。			

Б ./\		4 市 村	の現況	
区分	白 河 市	表郷村	大 信 村	東村
	自己負担 世帯の課税状況により、一部負担 助成額 20万円を限度とする。 費用負担 国 1/2、市 1/2			
知的障がい 者(児)支 援費事業	内 容 ・知的障がい者の自己決定を尊重し、利用者本位のサービスの提供を基本とし、事業者との対等な関係に基づき、利用者自らがサービスを選択し、契約によりサービスを利用する制度利用者負担金 ・本人、扶養義務者の収入状況に応じ費用徴収費用負担 国 1/2、市 1/2 利用者数 ・居宅支援分 26名 ・施設支援分 65名	内 容 ・知的障がい者の自己決定を尊重し、 利用者本位のサービスの提供を基本 とし、事業者との対等な関係に基づ き、利用者自らがサービスを選択し、 契約によりサービスを利用する制度 利用者負担金 ・本人、扶養義務者の収入状況に応じ 費用徴収 費用負担 国 1/2、県 1/4、村 1/4 利用者数 ・居宅支援分 2名 ・施設支援分 11名	内 容 ・知的障がい者の自己決定を尊重し、利用者本位のサービスの提供を基本とし、事業者との対等な関係に基づき、利用者自らがサービスを選択し、契約によりサービスを利用する制度利用者負担金 ・本人、扶養義務者の収入状況に応じ費用徴収負担割合 国 1/2、県 1/4、村 1/4 利用者数 ・居宅支援分 0名 ・施設支援分 12名	内 容 ・知的障がい者の自己決定を尊重し、 利用者本位のサービスの提供を基本 とし、事業者との対等な関係に基づ き、利用者自らがサービスを選択し、 契約によりサービスを利用する制度 利用者負担金 ・本人、扶養義務者の収入状況に応じ 費用徴収 負担割合 国 1/2、県 1/4、村 1/4 利用者数 ・居宅支援分 1 名 ・施設支援分 12 名
精神障がい者 居宅介護等事 業	内 容 ・精神障がい者が居宅において日常生活を営むことができるよう家庭等にホームヘルパーを派遣して、食事、身体の介助その他の便宜を供与する。 利用者負担 ・世帯の生計中心者の所得に応じて決定	内 容 ・精神障がい者が居宅において日常生活を営むことができるよう家庭等にホームヘルパーを派遣して、食事、身体の介助その他の便宜を供与する。 利用者負担 ・世帯の生計中心者の所得に応じて決定 1時間あたり0円~950円費用負担 国 1/2、県 1/4、村 1/4 利用者数 0名	内 容 ・精神障がい者が居宅において日常生活を営むことができるよう家庭等にホームヘルパーを派遣して、食事、身体の介助その他の便宜を供与する。 利用者負担 ・世帯の生計中心者の所得に応じて決定 1時間あたり0円~950円費用負担 国 1/2、県 1/4、村 1/4 利用者数 0名	内 容 ・精神障がい者が居宅において日常生活を営むことができるよう家庭等にホームヘルパーを派遣して、食事、身体の介助その他の便宜を供与する。 利用者負担 ・世帯の生計中心者の所得に応じて決定 1時間あたり0円~950円 費用負担 国 1/2、県 1/4、村 1/4 利用者数 0名

		4 市 村	の 現 況	
区分	白 河 市	表郷村	大 信 村	東村
精神障がい者 地域生活援助 事業	内 容 ・精神障がい者の自立生活を助長する ため地域において共同生活を望む精 神障がい者に対し、精神障がい者グ ループホームにおいて日常生活にお ける援助等を行う。		内 容 ・精神障がい者の自立生活を助長する ため、地域において共同生活を望む 精神障がい者に対し、精神障がい者 グループホームにおいて日常生活に おける援助等を行う。	内 容 ・精神障がい者の自立生活を助長する ため、地域において共同生活を望む 精神障がい者に対し、精神障害者グ ループホームにおいて日常生活にお ける援助等を行う。
	対象者 ・精神障がい者グループホーム利用者 利用者及び世話人の費用負担 ・家賃、飲食物費、光熱水費等 負担割合 国 1/2、県 1/4、市 1/4 利用者数 1 名		対象者 ・村内に住所を有する精神障がい者であって、次に掲げる要件のいずれにも該当する者 日常生活上の援助を受けないで生活することが可能でないか又は適当でない者であること。 一定程度の生活を送ることに支障がない者であること。日常生活を維持するに足りる収入があること。 利用者及び世話人の費用負担・家賃、飲食物費、光熱水費等負担割合 国 1/2、県 1/4、村 1/4 利用者数 0名	対象者 ・村内に住所を有する精神障がい者であって、次に掲げる要件のいずれにも該当する者 日常生活上の援助を受けないで生活することが可能でないか又は適当であること。 一定程度の生活を送ること。 一定程度の生活を送ることに支障がない者であること。 日常生活を維持するに足りる収入があるび世話人の費用負担・家賃、飲食物費、光熱水費等負担割合 国 1/2、県 1/4、村 1/4 利用者数 2名
特定疾患患者見舞金支給事業	目 的 ・特定疾患患者に対して、見舞金を支 給することにより、その福祉の増進 を図る。 対象者 ・特定疾患治療研究事業実施要綱に定 める疾患により医療を受けている者 ・腎臓機能障害による慢性透析療法を 受けている者 支給額 年額30,000 円 受給者 223 名			

		4 市 村	の現況	
区分	白 河 市	表郷村	大 信 村	東村
身体障害者訪問入浴サービス事業	目的 ・在宅で寝たきりの重度身体障がい者 の保健衛生及び在宅福祉の増進を図 る。 対象者 ・市内に住所を有し、介護保険法に基 づく保険給付の対象外である在宅部が 入浴を可能と認めた者 サービス内容 人浴、洗髪、顔剃りに関すること。 血圧、脈右とと。 に関すること。 に関すること。 に関すること。 日民間救急警備会社へ委託 サービスロ数 対象者数 2 名	目的 ・在宅で寝たきりの重度身体障がい者 の保健衛生及び在宅福祉の増進を図 る。 対象者 ・村内に住所を有し、介護保険法に基 づく保険給付の対象外であるで医師が 入浴を可能と認めた者 サービス内容 人浴、洗髪、顔剃りに関すること。 血圧、あこと。 ・ 無知した。 ・ 表郷村社会福祉協議会へ委託 サービス回数 ・ 対象者 2名		
点字広報・録音広報発行事業	【点字広報発行】内容・「広報しらかわ」1 日号日本盲人会連合点字出版所に点字広報の発行依頼・「広報しらかわ」15 日号日河点字友の会に点訳依頼、福島県視力障害者協力会へ発行依頼利用者である。1/3、中1/3、中1/3、中1/3、中1/5、算額では最前である。(ボランティア)へテープには最高である。(ボランティア)へテープには最高にはいる。・社会福祉協議会から利用者へ発送・テープ、点字用紙などの購入利用者の名			

区 3			4 市 村	の現況	
	分	白 河 市	表郷村	大 信 村	東村
手話通訳書		目 的 ・聴覚障がい者及び音声・言語機能障がいの日常生活及び社会生活におけるコミュニケーションを円滑に行うため、手話通訳者を派遣し、聴覚障がい者等への福祉の増進を図る。対象者・市内に居住する聴覚障がい者等内を密機関、公的機関などへの派遣・手話通訳者(手話サークル草原)を登録(委嘱期間2年間)費用負担 国 1/3、県 1/3、市 1/3 利用件数 31件			

【参考資料】

□支援費制度について

障がい者(児)福祉サービスの利用者である障がいのある人が、事業者との対等な立場に立ち、自らサービス提供者を自由に選択し、契約によってサービスを利用するというものであり、障がいのある人の自立と社会参加を促進するため、利用者の立場に立った制度を目指し、平成15年4月から開始した。

サービスを受けるには、市町村に支援費支給の申請を行い 支給決定を受ける必要がある。また、サービスを利用した際にはあらかじめ決められた利用者負担額を支払うことになっている。

介護保険のサービス及び精神障がい者のサービスは、支援費制度の対象にはならない。

区分	根拠法令等	事 業 名
		ホームヘルプサービス、ガイドヘルプサービス(身体障がい者居宅介護等事業)
	身体障害者福祉法	デイサービス事業 (身体障がい者デイサービス事業)
		ショートステイ(身体障がい者短期入所事業)
		ホームヘルプサービス、ガイドヘルプサービス(知的障がい者居宅介護等事業)
尼安生活士授	如你陪安老短礼计	デイサービス事業 (知的障がい者デイサービス事業)
居宅生活支援	知的障害者福祉法	ショートステイ(知的障がい者短期入所事業)
		グループホーム(知的障がい者地域生活援助事業)
		ホームヘルプサービス、ガイドヘルプサービス(児童居宅介護等事業)
	児童福祉法(障害児関係のみ)	デイサービス事業(児童デイサービス事業)
		ショートステイ(児童短期入所事業)
		身体障がい者更生施設
	身体障害者福祉法	身体障がい者療護施設
☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆		特定身体障がい者授産施設(小規模通所授産施設を除く。)
施設訓練等支援 		知的障がい者更生施設
	知的障害者福祉法	知的障がい者通勤寮
		特定知的障がい者授産施設(小規模通所授産施設を除く。)

先 進 事 例 (県内)

伊達7町合併協議会

- 1 身体障害者、知的障害者、身体障害児の支援費制度は、現行のとおり新市に引き継ぐ。
- 2 知的障害者及び精神障害者の共同作業所については、障害者の社会復帰を促進するため、引き続き運営補助金を交付する。
- 3 福祉タクシー料金助成事業は、経済的負担の軽減を図るため、交付対象者等について新市の基準を定め、合併時に統一する。
- 4 重度心身障害者医療費助成事業は、補助の基準にのっとり新市に引き継ぐ。なお、町単独の対象者については合併時に調整する。
- 5 精神障害者支援事業は、保原町の制度を基本として、引き続き新市において実施する。

二本松・東北達地方合併協議会

- 1 身体障害者自動車操作訓練費補助事業については、二本松市、安達町、岩代町の例により新市に引き継ぐ。
- 2 身体障害者自動車改造費補助事業については、現行どおり新市に引き継ぐ。
- 3 人工透析患者通院交通費補助事業については、現行どおり新市に引き継ぐ。
- 4 重度障害者タクシー料金等助成事業については、二本松市の例により新市に引き継ぐ。
- 5 日常生活用具・補装具の給付、貸与、交付及び修理事業については、現行どおり新市に引き継ぐ。
- 6 在宅重度障害者治療材料及び衛生器材給付事業については、現行どおり新市に引き継ぐ。
- 7 特定疾患患者等見舞金給付事業については、二本松市、安達町、岩代町の例により新市に引き継ぐ。
- 8 重度心身障害者医療費給付事業については、二本松市、東和町の例により新市に引き継ぐ。
- 9 障害児小規模通園事業については、現行どおり新市に引き継ぐ。
- 10 重度心身障害児童扶養手当については、合併時に廃止する。

田村地方5町村合併協議会

- 1 国又は県等が定める制度については、国又は県等の要綱等に準拠しながらサービスの充実に努める。
- 2 在宅重度障害者訪問入浴サービスについては、船引町の例を基本として市内全域で実施する。
- 3 在宅の重度心身障害者に福祉手当を支給することとし、支給額については、3年を目途として段階的に年6,000円とする。
- 4 障害者社会参加促進事業については、船引町の例による。
- 5 新市において障害者計画を速やかに作成し、障害者施策の充実に努める。

南相馬合併協議会

障害者福祉事業については、次の区分により調整する。

- 1 国又は県等が定める制度により実施している事業については、その要綱等に準拠して調整する。
- 2 国又は県等が定める制度で、各市町村が独自にその制度の充実を図っている事業については、現行のとおり新市に引継ぐことを基本に調整する。
- 3 各市町村が独自に実施している制度又は事業については、次の区分により調整する。

合併時までに見直し、調整するもの 合併後に新市において調整するもの â

合併時までに見直し、廃止するもの

喜多方地方 5 市町村合併協議会

- 1 障害者福祉計画については、新市において新たに策定する。
- 2 民生委員協議会の区域については、現行のとおり新市に引き継ぐ。
- 3 重度心身障害者医療費助成事業については、合併時に統一する。
- 4 重度障害者タクシー運賃助成事業については、合併時に統一する。
- 5 社会福祉協議会委託業務については、社会福祉協議会との調整を踏まえ、合併時に統一する。
- 6 障害者温泉利用助成事業については、現行のとおり新市に引き継ぎ、振興公社等との調整を踏まえ、新市において統一する。
- 7 重度心身障害者介護手当支給事業については、支援費制度の活用により、合併時に廃止する。

先 進 事 例 (県外)

篠山市(兵庫県)

各種福祉制度の取扱い

- ・国又は県等が定める福祉制度については、その福祉制度の要綱等に準拠 して実施する。
- ・国又は県等が定める福祉制度について、町がその福祉制度の充実を図る ことを目的に定めている福祉制度又は事業については、次のとおり実施 する。

在宅老人介護手当及び重度心身障害者(児)介護手当については、西紀町の例による。

心身障害者扶養共済制度補助制度については、丹南町の例による。

・町独自の福祉制度については、その福祉制度の趣旨や目的が効果的に機 能する町の例による。

新潟市(新潟県)

- ・合併時、黒埼町の以下の制度適用者については、現行のとおりとする。 人工肛門・膀胱装着者ストマ用具代補助、心身障害者扶養共済制度掛金の補助、紙おむつ支給事業、寝たきり老人寝具無料乾燥事業、ねたきり老人等介護手当支給事業(重度障害者)
- ・合併時、黒埼町の以下の制度適用者については、当分の間、現行のとおりとする。

ホームヘルパーの派遣、在宅身体障害者デイサービス事業、福祉電話 等の貸与、デイサービス事業・通所入浴事業

さいたま市(埼玉県)

障害者福祉事業については、国等の制度に基づいて実施している事業は引き続き推進するものとする。障害者の社会参加にかかる事業等は統合又は再編し充実に努めるものとする。

大船渡市(岩手県)

合併年度は、現行のとおりとし、両市町の従来の経緯等を考慮しながら、 翌年度から調整検討する。

さぬき市(香川県)

各福祉制度における児童福祉・障害者福祉・医療等の施策については、 国又は県等の要綱等に準拠しながらサービスの充実に努める。

南アルプス市(山梨県)

社会福祉の取扱いについては、次のとおりとする。

- ・国及び県が定める制度については、現行の実施方法を調整し、新市として実施する。
- ・各町村が独自に実施している事業については、サービス低下とならない よう、新市全体に拡大し、実施する。

静岡市(静岡県)

市民サービスの向上を図ることを原則に、従来の実績を尊重しつつ、新市全体の均衡を保つよう調整に努めるものとする。

大崎上島町 (広島県)

- ・重度身体障害者介護手当支給事業については、合併時に廃止する。
- ・身体障害者福祉計画については、新町において見直す。
- ・障害者住宅資金貸付については、合併時に高齢者住宅整備資金貸付と統合する。

その他の調整内容については、現行のとおり新町に引継ぐ。

東かがわ市(香川県)

- ・国又は県が定める制度については、現行の実施方法を基準に新市におい て調整し、実施する。
- ・身体障害者手帳診断書料助成事業については、白鳥町の例により調整し、 実施する。
- ・1町又は2町で実施されているその他の事業については、新市において 調整し、実施する。

神流町(群馬県)

- ・その他の福祉サービスについては、住民サービスの低下をまねかないよう、 また、制度の意義を再確認しながら調整し、継続する。
- ・平成 12 年 3 月に万場町では「福祉の町」を宣言しているので、その精神を受け継ぐ。

あさぎり町(熊本県)

- ・身体障害者等福祉年金の支給については、免田町の例による。
- ・心身障害児・者に対する各事業については、新町に引き継ぎ、実施要項等は新町において調整する。

いなべ市(三重県)

・障害者福祉事業について、国、県等の制度に基づいて実施している事業 は引続き推進し、充実に努める。

飛騨市(岐阜県)

- ・在宅知的障害者交通費助成事業については、古川町の事例により新市に 引き継ぐ。
- ・重度心身障害者老人特別助成金支給事業については、神岡町の事例により新市に引き継ぐ。
- ・身体障害者住宅改造費補助金については、古川町の事例により新市に引き継ぐ。限度額は75万円とする。
- ・重度心身障害児福祉手当については、古川町の事例により調整する。
- ・負担金、助成金については、新市移行までに調整する。

関係法令等(抜粋)

障害者基本法

(目的)

第1条 この法律は、障害者のための施策に関し、基本的理念を定め、及び国、地方公共団体等の責務を明らかにするとともに、障害者のための施策の基本となる事項を 定めること等により、障害者のための施策を総合的かつ計画的に推進し、もつて障害者の自立と社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動への参加を促進することを 目的とする。

(国及び地方公共団体の責務)

第4条 国及び地方公共団体は、障害者の福祉を増進し、及び障害を予防する責務を有する。

(障害者基本計画等)

- 第7条の2 政府は、障害者の福祉に関する施策及び障害の予防に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、障害者のための施策に関する基本的な計画(以下「障害者基本計画」という。)を策定しなければならない。
- (第2項省略)
 3 市町村は、障害者基本計画(都道府県障害者計画が策定されているときは、障害者基本計画及び都道府県障害者計画)を基本とするとともに、地方自治法(昭和22年法律第67号)第2条第4項の基本構想に即し、かつ、当該市町村における障害者の状況等を踏まえ、当該市町村における障害者のための施策に関する基本的な計画(以下「市町村障害者計画」という。)を策定するよう努めなければならない。
 (第4項~8項省略)

知的障害者福祉法

(目的)

第1条 この法律は、知的障害者の自立と社会経済活動への参加を促進するため、知的障害者を援助するとともに必要な保護を行い、もって知的障害者の福祉を図ることを目的とする。

(国、地方公共団体及び国民の責務)

- 第2条 国及び地方公共団体は、前条に規定する理念が実現されるように配慮して、知的障害者の福祉について国民の理解を深めるとともに、知的障害者の自立と社会経済活動への参加を促進するための援助と必要な保護(以下「更生援護」という。)の実施に努めなければならない。
- 2 国民は、知的障害者の福祉について理解を深めるとともに、社会連帯の理念に基づき、知的障害者が社会経済活動に参加しようとする努力に対し、協力するように努 めなければならない。

身体障害者福祉法

(目的)

第1条[~]この法律は、身体障害者の自立と社会経済活動への参加を促進するため、身体障害者を援助し、及び必要に応じて保護し、もつて身体障害者の福祉の増進を図る ことを目的とする。

(自立への努力及び機会の確保)

- 第2条 すべて身体障害者は、自ら進んでその障害を克服し、その有する能力を活用することにより、社会経済活動に参加することができるように努めなければならない。 2 すべて身体障害者は、社会を構成する一員として社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会を与えられるものとする。
- (国、地方公共団体及び国民の責務) 第3条 国及び地方公共団体は、前条に規定する理念が実現されるように配慮して、身体障害者の自立と社会経済活動への参加を促進するための援助と必要な保護(以下 「更生援護」という。)を総合的に実施するように努めなければならない。
- 2 国民は、社会連帯の理念に基づき、身体障害者がその障害を克服し、社会経済活動に参加しようとする努力に対し、協力するように努めなければならない。

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律

(目的)

- 第1条^{*}この法律は、精神障害者の医療及び保護を行い、その社会復帰の促進及びその自立と社会経済活動への参加の促進のために必要な援助を行い、並びにその発生の 予防その他国民の精神的健康の保持及び増進に努めることによつて、精神障害者の福祉の増進及び国民の精神保健の向上を図ることを目的とする。 (国及び地方公共団体の義務)
- 第2条 国及び地方公共団体は、医療施設、社会復帰施設その他の福祉施設及び教育施設並びに居宅生活支援事業を充実する等精神障害者の医療及び保護並びに保健及び 福祉に関する施策を総合的に実施することによつて精神障害者が社会復帰をし、自立と社会経済活動への参加をすることができるように努力するとともに、精神保健に 関する調査研究の推進及び知識の普及を図る等精神障害者の発生の予防その他国民の精神保健の向上のための施策を講じなければならない。

協定項目	24-(3)-ウ 各種事務事業の取扱い(保健福祉に関する事務事業/高齢者福祉関係)
調整方針	1 老人クラブ連合会については、新市において4市村の各連合会の意向を尊重し、統一に向け支援する。 2 敬老会については、新市において75歳以上を対象とするように、合併後5年を目途に段階的に調整する。なお、敬老会の開催区域は、当分の間は現行のとおりとし、記念品等については、合併時に統一する。 3 敬老祝金については、75歳以上2,000円、100歳賀寿の祝金は10万円を支給することとし、その他の長寿者褒賞については、新市において調整する。 4 老人等日常生活用具給付事業については、合併年度の翌年度から白河市の例により統一する。 5 生きがいデイサービス事業については、合併年度の翌年度から白河市の例により統一する。 6 寝たきり老人寝具乾燥事業については、合併年度の翌年度から白河市の例により統一するものとし、利用者負担は、費用の10%とする。 2 巡回理美容券交付事業については、合併年度の翌年度から白河市の例により統一する。 8 要介護高齢者介護激励金給付事業については、合併年度の翌年度から支給対象者を要介護3、4、5の高齢者を3ヶ月以上継続して介護している家族を対象として実施し、支給額は年額54,000円とする。 10 紙おむつ支給事業については、合併年度の翌年度から白河市の例により統一する。 11 高齢者にやさしい住まいづくり事業については、現行のとおり新市に引き継ぎ、対象者並びに自己負担額については白河市の例により統一する。 12 緊急通報システム事業については、現行のとおり新市に引き継ぎ、対象者並びに自己負担額については白河市の例により統一する。 14 軽度生活援助員派遣事業については、合併年度の翌年度から白河市の例によりによりによりによりによりによりによりによりによりによりによりによりによりに

区分		4 市 村	の 現 況	
	白 河 市	表郷村	大 信 村	東村
老人クラブ関 係	白河市白寿会連合会(H16) ・単位クラブ数44 団体・会員数2,452 名	表郷村老人クラブ連合会(H16) ・単位クラブ数 8 団体 ・会員数 630 名	大信村老人クラブ連合会(H16) ・単位クラブ数 10 団体 ・会員数 493 名	東村老人クラブ連合会(H16) ・単位クラブ数 12 団体 ・会員数 684 名
敬老事業	【敬老会】 対象者 77歳以上の者(バス送迎) 招待者 900名(H15実績) 開催時期 10月第1週又は第2週 会 場 白河市市民会館 贈呈品 記念品	【敬老会】 対象者 70歳以上の者(バス送迎) 招待者 400名(H15実績) 開催時期 9月中旬 会 場 表郷村農村勤労福祉センター 贈呈品 記念品	【敬老会】 対象者 70歳以上の者(バス送迎) 招待者 430名(H15実績) 開催時期 9月第2週 会 場 大信村農村環境改善センター 贈呈品 記念品	【敬老会】 対象者 75歳以上の者(バス送迎) 招待者 235名(H15実績) 開催時期 敬老の日の前週 会 場 東村文化センター 贈呈品 記念品

区分		4 市 村	の現況	
区分	白 河 市	表郷村	大 信 村	東村
	【敬老祝金】(H16) 支給対象 77歳 10,000円 88歳 20,000円 99歳 30,000円	【敬老祝金】(H16) 支給対象 80歳以上 3,000円	【敬老祝金】(H16) 支給対象 70歳~79歳 3,000円 80歳~89歳 5,000円 90歳以上 7,000円	【敬老祝金】(H16) 支給対象 75歳以上 2,000円
	【長寿者褒賞】 100歳賀寿 記念品(1万円程度) その他の長寿褒賞	【長寿者褒賞】 100歳賀寿 現金 200,000円	【長寿者褒賞】 100歳賀寿 現金 300,000円	【長寿者褒賞】 100歳賀寿 村長が定める額 その他の長寿褒賞
	95歳 肖像画の贈呈	88歳 座布団の贈呈	結婚 60 年夫婦 記念品の贈呈	88歳 座布団の贈呈
老人等日常生 活用具給付事 業	目 的 ・ひとり暮らし高齢者等に対し、日常 生活用具を給付又は貸与することに より、日常生活の便宜を図り、その 福祉の増進に資する。	目 的 ・ひとり暮らし高齢者等に対し、日常 生活用具を給付又は貸与することに より、日常生活の便宜を図り、その 福祉の増進に資する。	目 的 ・ひとり暮らし高齢者等に対し、日常 生活用具を給付又は貸与することに より、日常生活の便宜を図り、その 福祉の増進に資する。	目 的 ・ひとり暮らし高齢者等に対し、日常 生活用具を給付又は貸与することに より、日常生活の便宜を図り、その 福祉の増進に資する。
	対 象 ・65 歳以上でひとり暮らしの高齢者	対 象 ・65 歳以上でひとり暮らしの高齢者	対 象 ・65 歳以上でひとり暮らしの高齢者	対 象 ・65 歳以上でひとり暮らしの高齢者
	給付用具の種類 自動消火器 火災報知器 電磁調理器 (全3品目)	給付用具の種類 自動消火器、火災報知器、電磁調理 器、特殊寝台、マットレス、エアー パット、体位変換器、腰掛便座、特 殊尿器、入浴補助用具、歩行支援用 具、緊急通報装置、徘徊感知機器、 車いす、移動用リフト、老人用電話 (給付・レンタル等 全16品目)	給付用具の種類 自動消火器、火災報知器、電磁調理 器、特殊寝台、マットレス、エアー パット、体位変換器、腰掛便座、特 殊尿器、入浴補助用具、歩行支援用 具、緊急通報装置、徘徊感知機器、 車いす、移動用リフト、老人用電話 (給付・レンタル等 全16品目)	給付用具の種類 自動消火器、火災報知器、電磁調理 器、特殊寝台、マットレス、エアー パット、体位変換器、腰掛便座、特 殊尿器、入浴補助用具、歩行支援用 具、緊急通報装置、徘徊感知機器、 車いす、移動用リフト、老人用電話 (給付・レンタル等 全16品目)
	自己負担 ・生活保護法による被保護世帯又は前 年度所得税非課税世帯以外の世帯で は、その所得税額に応じて負担	自己負担 ・生活保護法による被保護世帯又は前 年度所得税非課税世帯以外の世帯で は、その所得税額に応じて負担	自己負担 ・生活保護法による被保護世帯又は前 年度所得税非課税世帯以外の世帯で は、その所得税額に応じて負担	自己負担 ・生活保護法による被保護世帯又は前 年度所得税非課税世帯以外の世帯で は、その所得税額に応じて負担
	受給者(H 15 実績) 5 名	受給者(H 15 実績) 0 名	受給者(H 15 実績) 0 名	受給者(H 15 実績) 0 名

- ·		4 市 村	の 現 況	
区分	白 河 市	表郷村	大 信 村	東村
生きがいデイサービス事業	目 的 ・比較的元気で介護保険の対象とならない在宅高齢者で家に閉じこもりがちな者に対し、生きがい対策、保健予防対策として通所により自立生活の助長を図る。対象者 ・65 才以上の介護保険対象者外の高齢者でひとり暮らしで閉じこもり予防が必要と判断された者 内 健康チェック・健康・チェック・健康・リービス利用料 600円/1回 利用回数 1回/月 1回/月 1回/月 1 回/月 1 日 1 日 1 日 1 日 1 日 1 日 1 日 1 日 1 日 1	目 的 ・比較的元気で介護保険の対象とならない在宅高齢者で家に閉じこもりがちな者に対し、生きがい対策、保健予防対策として通所により自立生活の助長を図る。対象者 ・65 オ以上の介護保険対象者外の高齢が必要と判断された者内のとりり暮らしで閉じこもり予防が必要と判断された者内と健康チェック・健康・ジンター・選別にある。第25 円/1回利用回数 1回/週 実施施設 総合社会福祉センター国県補助 3/4 1月1日 1月1日 1日 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	目 的 ・比較的元気で介護保険の対象とならない在宅高齢者で家に閉じこもりがちなる者に対し、生きがい対策、保健予防対策として通所により自立とにより自立とにより自立とにより自立とにより自立とにより自立とにより自立とにより自立とにより自立とにより自立とにより自立との助表者 ・65 才以上の介護保険対象者外のの予防が必要と判断された者 内 健康チェック・健康チェック・健康・シービス利用料 1,000円/1回利用回数 1回/週刊用回数 1回/週刊明的 1回/週里施施設 地域福祉センター国県補助 3/4 利用者(H15) 延1,021名	目的 ・比較的元気で介護保険の対象とならないない在宅高齢者で家に閉じこもりがちなる者に対し、生きがい対策、保健予防対策として通所により自立とにより自立と提供する。対象者 ・65 才以上の介護保険対象者もりの教者・65 才以上の介護保険対象である。対のを当りをと判断が容をもりで閉じており、と判断で容・健康・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
寝たきり老人寝具乾燥事業	目 的 ・寝具類の丸洗い乾燥を実施する事により、在宅生活の快適化と介護の軽減を図る。 対象者 ・市内に居住するおおむね 65 歳以上の在宅の寝たきり高齢者又はひとり暮らし高齢者等で、家庭においても寝具乾燥を行うことが困難な者 回 数 1回/月自己負担 なし利用者(H15) 60名		目 的 ・寝具類の丸洗い乾燥を実施する事により、在宅生活の快適化と介護の軽減を図る。 対象者 ・村内に居住するおおむね 65 歳以上の在宅の寝たきり高齢者又はひとり暮らし高齢者等で、家庭においても寝具乾燥を行うことが困難な者 回 数 2回/年自己負担 なし利用者(H15) 55名	より、在宅生活の快適化と介護の軽減を図る。 対象者 ・村内に居住するおおむね 65 歳以上の在宅の寝たきり高齢者又はひとり

		4 市 村		
区分	白 河 市	表郷村	大 信 村	東村
巡回理美容券交付事業	目 的 ・在宅の寝たきり高齢者の在宅生活の 快適化と衛生保持を図る。 対象者 ・65 歳以上で、要介護 4 及び 5 に該 当する 内 の			目 的 ・在宅の寝たきり高齢者等へ理髪店が 出象者 ・65 歳の出張費を給付 対象者 ・65 歳のみの世帯で独居ももりの店に 齢者のいる世帯でを理髪を 内・1 を対してののには のの利用者に対けののののでのののののののののののののののののののののののののののののののの
要介護高齢者 介護激励金給 付事業	対象者 ・要介護3、4、5の高齢者を3ヶ月 以上継続して介護している者 支給額 50,000円/年 受給者(H15) 177名	対象者 ・寝たきり老人等を 6 ケ月以上継続し て介護している者 支給額 36,000 円 / 年 受給者(H 15) 33 名		
配食サービス事業	目 的 ・在宅のひとり暮らし高齢者等の家庭に対して定期的な食事を配達し、高齢者等の健康維持や安否確認を行うことにより、高齢者等の自立した生活の継続を可能にする。	目 的 ・在宅のひとり暮らし高齢者等の家庭に対して定期的な食事を配達し、高齢者等の健康維持や安否確認を行うことにより、高齢者等の自立した生活の継続を可能にする。	目 的 ・在宅のひとり暮らし高齢者等の家庭に対して定期的な食事を配達し、高齢者等の健康維持や安否確認を行うことにより、高齢者等の自立した生活の継続を可能にする。	目 的 ・在宅のひとり暮らし高齢者等の家庭に対して定期的な食事を配達し、高齢者等の健康維持や安否確認を行うことにより、高齢者等の自立した生活の継続を可能にする。

		4 市 村		
区分	白 河 市	表鄉村	大 信 村	東村
	対象者 ・市内に居住するおおむね 65 歳以上のひとり暮らし世帯、高齢者のみの世帯及びこれに準ずる世帯並びに身体障害者であって、老衰、心身の障害及び傷病等の理由により食事の調理が困難な者その他市長が認めた者内容・週2回配達、安否確認単価 600円/食利用者負担 200円/食委託料 400円/食委託先 白河市社会福祉協議会(協力店あり)利用者(H 15) 170名・6,434食	対象者 ・村内に居住するおおむね 65 歳以上のひとり暮らし世帯、高齢者のみの世帯及びこれに準ずる世帯並びに身体障害者であって、老衰、心身の障害及び傷病等の理由により食事の調理が困難な者その他村長が認めた者内容・週2回配達、安否確認単価 650円/食(2回目まで)350円/食(3回目以上)委託料 450円/食(3回目以上)委託料 450円/食(3回目以上)委託先 表郷村社会福祉協議会利用者(H15) 18 名・1,704 食	対象者 ・村内に居住するおおむね 65 歳以上のひとり暮らし世帯、高齢者のみの世帯及びこれに準ずる世帯並びに身体障害者であって、老衰、心身の障害及び傷病等の理由により食事の調理が困難な者その他村長が認めた者内容・10~3月の期間年3回実施単価・材料費を村が負担し予算の範囲内で実施利用者負担 200円/食実施・食生活改善推進員、保健協力員、日赤奉仕団等がボランティアで協力利用者(H15) 53名・149食	対象者 ・村内に居住するおおむね 65 歳以上 のひとり暮らし世帯、高齢者のみの 世帯及びこれに準ずる世帯並びに身 体障害者であって、老衰、心身の障 害及び傷病等の理由により食事の調 理が困難な者その他村長が認めた者 内容 ・週3回配達、安否確認 単
紙おむつ支給事業		目 的 ・在宅寝たきり老人痴呆性老人に対し、紙おむつサービスを行うことで、療養生活の快適化と介護する家族の身体的・精神的負担の軽減と老人福祉の向上を図る。 内 容 ・月3,000 円の紙おむつサービス券を交付対象者 ・概ね65歳以上の在宅寝たきり、痴呆性老人利用者(H15) 61名	目 的 ・在宅寝たきり老人痴呆性老人に対し、紙おむつサービスを行うことで、療養生活の快適化と介護する家族の身体的・精神的負担の軽減と老人福祉の向上を図る。 内 容 ・月5,000 円の紙おむつサービス券を交付対象者 ・在宅の寝たきり高齢者で自立排泄が困難な者 利用者(H15) 38名	目 的 ・在宅寝たきり老人痴呆性老人に対し、紙おむつサービスを行うことで、療養生活の快適化と介護する家族の身体的・精神的負担の軽減と老人福祉の向上を図る。 内 容 (県補助事業の対象外の者)・月3,000 円の紙おむつサービス券を交付(要介護2-5の認定者で非親世帯)・月2,000 円の紙おむつサービス券を交付(要介護2-5の認定者で課税世帯)対象者 ・65歳以上の在宅寝たきり、痴呆性老人利用者(H15) 28名

区分		4 市 村	の 現 況		
	白 河 市	表郷村	大 信 村	東村	
高齢者にやさくり事業	目 的 ・介護保険の要支援以上の高齢対等を改計を でいるの (1 を で で で で で で で で で で で で で で で で で で	目 的 ・介護保険の要支援・要介護に該対象に該対象にのの要支援・要介護者を対象にの事故等を決しているにのの事故等を決しているを関単なとはのの事故を表したののでの生活のとは、ののののでで、180,000円のでで、180,000円のでで、180,000円のでで、180,000円のでで、1世帯、1回限り)内でではの種類・手ずりの解消が移動の円滑化のためのは、1世界の解消が移動の円滑化のためのは、1世界の解消が移動の円滑化のためのは、1世界の解析がある。(1世界の解析がある。(1世界の解析がある。(1世界のをのをはののでで、180,000円のでで、180,000円のでで、180,000円のででは、1世界のののででは、1世界のののででは、1世界のをは、1世界のののは、1世界のののは、1世界のののは、1世界のののは、1世界のののは、1世界のののは、1世界のののは、1世界ののは、1世界ののは、1世界ののは、1世界ののは、1世界ののは、1世界ののは、1世界ののは、1世界ののは、1世界ののは、1世界の	目 が ・	目 的 ・介護保険の要支援・要介護に該当象にがはい60歳以上の高齢者を対象に該当象に、自宅におけるを制単なことのの表表にの要なたを明立るを助成活ができるを明正のの生活のの生活のの生活を図るのの生活のの生活を図るのので、100000でで、180,000円をでで、180,000円をでで、180,000円をでで、180,000円をでで、180,000円ででででででででででででででででででででででででででででででででで	

			 の 現 況	
区分	白 河 市	表鄉村	大 信 村	東村
緊急通報システム事業	内 容 ・ひとり暮らし高齢者及び身体障害者等に対し、携帯用無線送信・受信機及び専用通話機を貸与することにより、急病や事故等の救急時に迅速かつ適切な対応を図る。対象者 65歳以上のひとり暮らし高齢者65歳以上の寝たきり又は痴呆性の高齢者を抱える高齢者世帯所得税非課税世帯のひとり暮らし重度身体障害者等その他疾病、身体的障がい、精神的障がい等によりシステムを必要とする者自己負担	目 的 ・ひとり暮らし高齢者及び身体障害者等に対し、携帯用無線送信・受信機及び専用通話機を貸与することにより、急病や事故等の救急時に迅速かつ適切な対応を図る。対象者 65歳以上のひとり暮らし高齢者65歳以上の寝たきり又は痴呆性の高齢者を抱える高齢者世帯その他疾病、身体的障がい、精神的障がい等によりシステムを必要とする者	目 的 ・ひとり暮らし高齢者及び身体障害者等に対し、携帯用無線送信・受信機及び専用通話機を貸与することにより、急病や事故等の救急時に迅速かつ適切な対応を図る。対象者 65歳以上のひとり暮らし高齢者65歳以上の寝たきり又は痴呆性の高齢者を抱える高齢者世帯その他疾病、身体的障がい、精神的障がい等によりシステムを必要とする者 自己負担 なし(全額村負担)	目 的 ・ひとり暮らし高齢者及び身体障害者等に対し、携帯用無線送信・受信機及び専用通話機を貸与することにより、急病や事故等の救急時に迅速かつ適切な対応を図る。対象者 80歳以上のひとり暮らし及び高齢者のみの世帯で前年度非課税の世帯65歳以上のひとり暮らし及び高齢者のみの世帯で身体不自由や病弱等によりこの事業を必要とするもので村長が必要と認め前年分の住民税が非課税である者自己負担新設時に工事費の1割を徴収
	生活保護法による被保護世帯又は前 年度所得税非課税世帯以外の世帯で は、その所得税額に応じて負担 利用者(H 15) 160 名	生活保護法による被保護世帯又は前 年度所得税非課税世帯以外の世帯で は、その所得税額に応じて負担 利用者(H15) 31名	利用者(H 15) 27名	利用者(H 15) 25 名
はり・きゅ うマッサージ 施術費助成	内 容 ・高齢者が、はり・きゅう・マッサージ等の施術を受ける場合においてその施術に要する費用の一部を助成する。 対象者 70歳以上の者 65歳以上の者 65歳以上の者であり、かつ、身体障害者手帳の交付を受けた者でその障がい程度等級が1級又は2級の者内容 ・1,000円の助成券を年間6枚交付助成対象事業者 ・あん摩マッサージ指圧師免許又はきゅう師免許のある者 受給者(H15) 603名			

		4 市 村	力 現 況	
区分	白 河 市	表郷村	大 信 村	東村
軽度生活接出	目 的 ・在宅のひとり暮らし高齢者等の、軽易のでは活援助を行うというというでは活の援助を行うというというでは、ことを行うにない、高ことは、要のは、ことをでする。 ・市のでは、要のでは、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、で	目 的・在宅のひとり暮らし高いでは、	目 ・ で で で で で で で で で で で で で で で で で で	目 的・在宅のひとり暮らし高齢者等し、とをに対して生活の援自立とが表達しこ活をでいたとは、とれている。 という とり とり とり とり を いっとり を で かっとり を で で を といっという で で で で で で で で で で で で で で で で で で で

【参考資料】

[家族介護支援事業(介護用品の支給)の概要・県補助事業]

1 支給対象者

要介護4又は5に相当する在宅の高齢者であって市町村民税非課税世帯に属するものを現に介護している家族

2 実施方法

支給対象者に対して、介護用品(紙おむつ、尿取りパット、使い捨て手袋、清拭剤、ドライシャンプーなど)を支給する。

3 事業実施上の留意点

具体的な支給方法は市町村の判断によるものであり、地域の実情に応じて紙おむつ等の引き換えのためのクーポン券で支給することも可とする。 ただし、現金(いわゆる償還払い方式を含む)でおむつ代等を支給することは不可とする。

先 進 事 例 (県内)

伊達7町合併協議会

- 1 在宅介護支援センターは、現行のとおり新市に引き継ぎ、合併後2年を目途に再編する。
- 2 介護見舞金等支給事業は、補助対象事業については存続し、町単独事業は合併時に廃止する。
- 3 ひとり暮らし高齢者福祉手当等支給事業は、新市において調整する。
- 4 敬老会は、実施主体の違いがあるので、合併後2年を目途に再編する。
- 5 敬老祝金は、百歳時を20万円とし、80歳時5千円、88歳時1万円、99歳以降毎年2万円を支給する。ただし、88歳未満で現に支給している者については、経過期間を設けて各町の均衡を図るものとする。
- 6 老人クラブ活動補助は、合併時に再編し、県補助金と新市の単独補助を合算して単位老人クラブへ補助金を交付する。
- 7 老人クラブ連合会補助は、合併年度にそれぞれの町の老人クラブ連合会の統合を目指し連合会事務局の統一を行い、単独事業の調整を図り補助金 を交付する。

二本松・東北達地方合併協議会

高齢者が生涯を通じて健康で心豊かに生活できるよう、多様化するニーズを的確に把握し、現行サービスを基に所要の福祉施策体系を構築し、提供 するものとするが、少子高齢社会のいっそうの進行、世代間負担の適正化、地方財政の健全化等を考慮に入れ、必要に応じて事業の再検討、利用者 負担の見直し等を行う。

- 1 敬老会については、合併後も存続して実施する。対象年齢については合併後段階的に引き上げ、将来的には75歳とする。記念品及び運営費補助 については合併後に再編する。
- 2 敬老祝金については、合併後、毎年9月15日を基準日として、88歳及び99歳の節目年齢の高齢者を対象に、金額を統一して贈呈する。 百歳賀寿については、誕生日に合わせて統一した祝金を贈呈する。
- 3 老人クラブに対する補助金は、合併後、県の補助基準を適用して補助する。
- 5 高齢者日常生活用具給付事業については、二本松市の例により新市に引き継ぐ。
- 6 配食サービス事業については、二本松市の例により新市に引き継ぐ。 寝具洗濯乾燥サービス事業については、合併時に事業内容を再編して新市に引き継ぐ。 訪問理美容サービス事業については、合併時に事業内容を再編して新市に引き継ぐ。 会食サービス事業については、二本松市の例により新市に引き継ぐ。
- 7 介護用品支給事業については、合併時に事業内容を再編して新市に引き継ぐ。
- 8 寝たきり在宅者介護激励金支給事業については、合併時に事業内容を再編して新市に引き継ぐ。

先 進 事 例 (県内)

田村5町村合併協議会

- 1 国又は県等が定める制度については、国又は県等の要綱等に準拠しながらサービスの充実に努める。
- 2 緊急通報システムについては、滝根町、大越町、都路村及び常葉町の例による。
- 3 配食サービスについては、常葉町及び船引町の例によりサービス提供回数の確保に努める。
- 4 ふれあいサロン運営事業及び高齢者家族介護者の会支援事業については、船引町の例による。
- 5 介護用品の支給に関しては、船引町の例による。
- 6 家族介護慰労金については、平成17年度より、支給対象者は船引町の例によることとし、支給額はいずれの要介護度とも月 5,000 円となるよう 5 年を目途として段階的に調整する。
- 7 高齢者福祉施設については、現行のとおり新市に引き継ぐものとする。
- 8 敬老会は、新市において 75 歳以上を対象とするように段階的に調整する。敬老祝金は、旧町村ごとに段階的に常葉町の例により調整する。
- 9 長寿者褒賞は、合併時に常葉町の例による。
- 10 合併時に老人保健福祉計画を策定し、高齢者保健福祉施策の充実に努める。 ・家族介護慰労金については、平成17年度より、支給対象者は船引町の例によることとし、支給額はいずれの要介護度とも月5,000円となるよう5年を目途として段階的に調整する。

南相馬合併協議会

- 1 国・県が定める制度については、現行の実施方法を調整し、新市として実施する。
- 2 その他4市町村が独自で実施している事業については、これまでの取り組みの経緯を踏まえ、原則としてサービスの低下とならないよう考慮し、 新市として実施する。
- 3 老人保健福祉計画については、合併の翌年度から新市計画として、介護保険事業計画と併せて一本化する。
- 4 敬老事業については、各市町村の経緯を尊重し現行のとおり新市に引き継ぐが、3年を目途に対象者及び事業費を統一するよう調整する。
- 5 長寿祝金等については、喜寿(77歳)を10,000円、米寿(88歳)を30,000円、白寿(99歳)を記念品(10,000円程度)、 長寿(100歳)を200,000円とし、合併の翌年度から実施する。

喜多方地方 5 市町村合併協議会

- 1 高齢者保健福祉計画については、新市において新たに策定する。
- 2 敬老会の開催区域については、現行のとおり新市に引き継ぎ、招待者年齢及び記念品については、合併時に統一する。
- 3 敬老祝金及び百歳賀寿祝金については、合併時に統一する。
- 4 ひとり暮らし老人愛の一声訪問事業及び外出支援サービス事業については、他の制度の活用により、合併時に廃止する。
- 5 高齢者福祉タクシー利用助成事業については、合併時に統一する。ただし、熱塩加納村及び山都町の事業については、路線バスの未運行地域の 対策として実施されてきたことから、現行のとおり新市に引き継ぐ。
- 6 家族介護者支援事業及びおむつ代等助成事業については、合併時に統一する。
- 7 訪問給食サービス事業については、現行のとおり新市に引き継ぎ、新市において統一する。

先 進 事 例 (県外)

篠山市(兵庫県)

各種福祉制度の取扱い

- ・国又は県等が定める福祉制度については、その福祉制度の要綱等に準拠して実施する。
- ・町がその福祉制度の充実を図ることを目的に定めている福祉制度又は事業については、次のとおり実施する。

長寿祝金については、西紀町の例による。

在宅老人介護手当及び重度心身障害者(児)介護手当については、西紀町の例による。

・町独自の福祉制度については、その福祉制度の趣旨や目的が効果的に機能 するよう調整する。

新潟市(新潟県)

福祉制度の取扱い

- ・合併時、黒埼町の以下の制度適用者については、現行のとおりとする。 人工肛門・膀胱装着者ストマ用具代補助、心身障害者扶養共済制度掛金の 補助、紙おむつ支給事業、寝たきり老人寝具無料乾燥事業、ねたきり老人 等介護手当支給事業(重度障害者)
- ・合併時、黒埼町の以下の制度適用者については、当分の間、現行のとおりとする。ホームヘルパーの派遣、在宅身体障害者デイサービス事業、福祉電話等の貸与、デイサービス事業・通所入浴事業

黒崎町の長寿祝金及び敬老祝金については、当分の間、現行のとおりとする。

・黒崎町の長寿祝金及び敬老祝金については、当分の間、現行のとおりとする。

潮来市(茨城県)

- ・潮来町の介護慰労金(85 歳以上の老人を常時介護する人への支給)については、新たな高齢者福祉事業の財源に充てるものとする。
- ・敬老事業については、合併時に潮来町の制度に統一するものとする。

さぬき市(香川県)

- ・各福祉制度における老人福祉施策については、国又は県等の要綱等に準拠 しながらサービスの充実に努める。
- ・敬老年金については、次のとおりとする。

〔支給日〕毎年9月15日

[支給額] 80 ~ 89 才の者 / 10,000 円 90 歳以上の者 / 20,000 円

[基準日]9月15日

南アルプス市(山梨県)

高齢者福祉の取扱い

- ・国及び県が定める制度については、現行の実施方法を調整し、新市として 実施する。
- ・各町村が独自で実施している事業については、サービス低下とならないよう、新市全体に拡大し実施する。
- ・高齢者祝い金については、80 ~ 89 歳は 7,000 円、90 ~ 99 歳は 10,000 円、100 歳以上は 100,000 円とし、100 歳時に給付する祝い金等は 300,000 円とする。

山県市(岐阜県)

福祉関係事業高齢者福祉事業

- ・国又は県等が定める制度については、現行の実施方法を基準とし、新市全体で実施できるよう新市において調整する。
- ・各町村独自の制度については、趣旨や目的に沿った効果的な制度として、 新市全体で実施するよう新市において調整する。
- ・高齢者福祉関係の事業については、従来の実績等を尊重しつつ新市全体の 均衡を考慮し、新市において調整し、実施する。

静岡市(静岡県)

各種福祉制度の取扱い

・市民サービスの向上を図ることを原則に、従来の実績を尊重しつつ、新市 全体の均衡を保つよう調整に努めるものとする。

大崎上島町 (広島県)

福祉事業について

- ・敬老年金については、敬老祝金と一本化するよう検討する。
- ・老人福祉計画については、平成 14 年度末までに 3 町を一体とした計画を 策定し、新町に引継ぐ。
- ・高齢者等住宅整備資金については、障害者住宅資金貸付と統合する。
- ・その他の調整内容については、現行のとおり新町に引継ぐ。

先 進 事 例 (県外)

東かがわ市(香川県)

各種福祉制度の取扱い

- ・国又は県が定める制度については、現行の実施方法を基準に新市において 調整し、実施する。
- ・敬老年金支給事業については、現行の制度を改め、祝金制度により新市に おいて調整し、実施する。
- ・1 町又は2 町で実施されているその他の事業については、新市において調整し、実施する。

神流町(群馬県)

高齢者福祉事業

- ・高齢者福祉事業については統合することを基本とし、住民サービスについては、高い水準の方へ合わせるよう調整する。
- ・敬老行事については、その意義を再確認し、「神流町」の一体化が図られるよう検討し、実施する。

あさぎり町(香川県)

社会福祉制度の取扱い

- ・敬老年金、祝金については、上町の例による。
- ・ダイヤモンド婚祝金贈呈は、合併までに関係町村で廃止する。

いなべ市(三重県)

各種福祉事業

・高齢者福祉事業について、国、県等の制度に基づいて実施している事業は 引続き推進し、充実に努める。

飛騨市(岐阜県)

高齢者福祉事業

- ・老人ホームヘルプ付加サービス事業(介護保険対象者) の実施単価については、現行のとおり介護保険の水準を適用する。
- ・生きがい対応型デイサービス事業については、現行のとおり新市に引き継ぎ、利用料は1,000円/回(食事代含む。)とする。
- ・老人クラブ連合会については、新市移行までに一本化に向けて調整する。
- ・敬老祝品贈呈事業については、88 歳と 100 歳を対象とし、88 歳は 5,000 円、100 歳は 30,000 円を贈呈する。

対馬市(長崎県)

各種福祉制度の取扱い社会福祉関係

- ・高齢者保健福祉計画・・・新市において新たに策定する。
- ・老人ホーム入所措置・・・入所判定委員会については、新市において新た に設置するものとし、費用徴収基準については、現行のとおりとする。
- ・介護予防、生活支援事業・・・現行のとおり新市に引継ぐ。なお、サービス回数等については、新市において調整する。
- ・在宅介護支援センター運営事業・・・現行のとおりとする。
- ・高齢者サービス調整チーム会議・・・新市において新たに設置する。
- ・その他の事務事業・・・合併時に調整する。

佐渡市(新潟県)

福祉事業の取扱い

高齢者福祉

- ・敬老祝金制度は、下表「敬老祝金関係」のとおり新市において調整する。 ただし、合併期日の属する年度は、現行のとおりとする。
- ・介護手当の支給は、合併時に統一する。ただし、合併期日の属する年度は、 現行のとおりとする。
- ・介護用品の支給は、合併時に統一する。ただし、合併期日の属する年度は、 現行のとおりとする。
- ・敬老会は、現行のとおりとする。
- ・福祉施設は、現行のとおり新市に引継ぐ。運営方式は、合併後調整する。

別表 敬老祝金関係資料

	平成 16	年度	平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20) 年度
7市町村	90~100 未満	5,000	同左	同左	同左	90~100 未満	5,000
	100以上	10,000	同左	同左	同左	100 以上	10,000
羽茂村	90~95 未満	10,000	7,000	7,000	5,000	90~100 未満	5,000
	95 以上 100 未満	50,000	30,000	20,000	10,000		
	100以上	200,000	100,000	50,000	20,000	100以上	10,000
小木町	90~95 未満	30,000	10,000	10,000	7,000	90~100 未満	5,000
	95 以上 100 未満	60,000	30,000	20,000	10,000		
	100 以上	120,000	60,000	30,000	20,000	100以上	10,000
	満 100	100,000	50,000	30,000	20,000		
相川町	90~95 未満	10,000	7,000	7,000	5,000	90~100 未満	5,000
	95 以上 100 未満	30,000	20,000	10,000	7,000	100 以上	10,000
	100以上	100,000	50,000	30,000	20,000		

協定	項	目	24-(3)-工 各種事務事業の取扱い(保健福祉に関する事務事業/児童福祉関係)
調整	方	針	 1 乳幼児医療費助成事業については、現行のとおり新市に引き継ぐものとする。 2 妊産婦医療費助成事業については、合併年度は現行のとおりとし、合併年度の翌年度から廃止する。なお、少子化対策の観点から妊婦健康診査の検査項目の充実を図ることとし、内容については新市において検討する。 3 出生祝金制度については、現行のとおり新市に引継ぎ、合併後3年を目途に少子化対策の中で総合的に検討のうえ調整する。

区分		4 市 村	の 現 況	
	白 河 市	表郷村	大 信 村	東村
乳幼児医療費 助成事業	【事業内容】 市条例及び施行規則に基づき、乳幼 児の医療費の一部をその保護者に助 成(一部県補助)	【事業内容】 村規則に基づき、乳幼児の医療費の 一部をその保護者に助成 (一部県補助)	【事業内容】 村条例及び施行規則に基づき、乳幼 児の医療費の一部をその保護者に助 成(一部県補助)	【事業内容】 村規則に基づき、乳幼児の医療費の 一部をその保護者に助成 (一部県補助)
	【対象者】 乳幼児(出生の日から年齢6歳に達す る日以降の最初の3月31日までの者) の保護者	【対象者】 乳幼児(出生の日から年齢6歳に達す る日以降の最初の3月31日までの者) の保護者	【対象者】 乳幼児(出生の日から年齢6歳に達す る日以降の最初の3月31日までの者) の保護者	【対象者】 乳幼児(出生の日から年齢6歳に達す る日以降の最初の3月31日までの者) の保護者
	【助成金】 医療費の自己負担額及び入院時の食 事療養費標準負担額	【助成金】 医療費の自己負担額及び入院時の食 事療養費標準負担額	【助成金】 医療費の自己負担額及び入院時の食 事療養費標準負担額	【助成金】 医療費の自己負担額及び入院時の食 事療養費標準負担額
	平成15年度実績 95,283,821円	平成15年度実績 11,188,767円	平成15年度実績 10,132,215円	平成15年度実績 17,736,954円
妊産婦医療費 助成事業		【事業内容】 村規則に基づき、妊産婦の医療費の 一部を助成		
		【対象者】 妊産婦(妊娠5ヶ月となる日の属する 月から出産日の翌月までの者)		
		【助成金】 医療費の自己負担額及び入院時の食 事療養費標準負担額		
		平成15年度実績 1,345,941円		

区分	4 市 村 の 現 況							
	白 河 市	表郷村	大 信 村	東村				
出生祝金制度	該当なし (参考:平成15年度出生児数483人)	【事業内容】 村条例及び施行規則に基づき、出生 祝金を支給 【支給要件】 村内に住所を有する出生児の父母 【支給金額】 出生児1人につき20,000円 平成15年度実績 65人 1,300,000円	【事業内容】 村条例及び施行規則に基づき、出生 祝金を支給 【支給要件】 村内に住所を有する出生児の父母 【支給金額】 出生児1人につき20,000円 平成15年度実績 51人 1,020,000円	該当なし (参考:平成15年度出生児数64人)				

【先進事例】

田村地方5町村合併協議会(新設合併)

- 1.乳幼児医療費助成事業(社保)については、滝根町の例により新市に引き継ぐものとする。
- 2.妊産婦医療費助成事業(社保)については、妊娠4ヶ月となる日の属する月から分娩の属する月までを対象に実施する。
- 3 . 出産祝金については、1年以上新市に居住する者について、出生児1人につき50,000円を支給する。ただし、旧滝根町において合併時に「すこやか誕生育児金」を受給 していた者については、従前の例による。

伊達町合併協議会(新設合併)

1.出産祝金、育児手当、施術費助成事業は合併後に調整する。

佐野市・田沼町・葛生町合併協議会(新設合併)

1 . 田沼町の子宝祝金については、合併時に、現行制度を廃止し、支給対象を第3子以降100,000円とする新しい制度を新設する。なお、合併の日の前日までに出産を行った 者については、旧市町の例によるとする。

登米地域合併協議会(新設合併)

1. 出産祝金の支給については合併時廃止し、新市において少子化対策の中で総合的に検討するものとする。

石和町・御坂町・一宮町・八代町・境川村・春日居町合併協議会(新設合併)

1.乳幼児医療費助成事業については、御坂町、一宮町の例により新市に引き継ぐ。国保加入者の現物給付(窓口無料化)については、新市において検討する。

佐渡市(平成16年3月1日 新設合併)

- 1. 出産祝金は、合併時に統一する。ただし、合併期日の属する年度は、現行のとおりとする。
 - ・第1子から50,000円現金支給

飛騨市(平成16年2月1日 新設合併)

1. 出産等補助金については、少子化対策の中で総合的に検討し、新市移行までに調整する。

協定項目	24-(3)-オ 各種事務事業の取扱い(保健福祉に関する事務事業/保育関係)
調整方針	 1 保育時間については、現行のとおり新市に引継ぎ、新市において地域の実情を踏まえ調整する。 2 保育料については、現行のとおり新市に引き継ぎ、合併後5年を目途に統一する。ただし、子育て支援の充実を図るため、国の基準の40%~70%を目標として、階層区分の見直しを含め調整する。 3 児童館については、現行のとおり新市に引き継ぐものとし、新市において、今後の施設整備等について検討するものとする。 4 放課後児童対策事業(児童クラブ)については、現行のとおり新市に引き継ぎ、保育料並びに保育時間については、表郷村の例により統一する。 5 延長保育事業については、現行のとおり新市に引き継ぎ、新市において地域の実情を踏まえ調整する。 6 一時保育事業については、現行のとおり新市に引き継ぐものとする。 7 地域子育て支援センター事業については、当分の間は、白河市わかば保育園で実施する。

- Γ.		4 市 村	の 現 況	
区分	白 河 市	表 郷 村	大 信 村	東村
保育所(園)数 施設数 定数 保育時間	・市立 5保育園 ・合計 430人 ・平 日 8:30~16:00 土曜日 8:30~12:00	・村立 1保育所 ・合計 45人 ・平 日 8:30~16:30 土曜日 7:30~12:45	・村立 1保育所 ・合計 90人 ・平 日 8:30~17:15 土曜日 8:00~17:30	・村立 1保育所 ・合計 55人 ・平 日 8:30~16:30 土曜日 8:00~16:30
	〔延長保育〕 ・平 日 早朝 7:30 ~ 8:30 夕方 16:00 ~ 18:00 ・土曜日 12:00 ~ 13:00 わかば保育園 12:00 ~ 18:00	〔延長保育〕 ・平 日 早朝 7:30 ~ 8:30 夕方 16:30 ~ 18:45	〔延長保育〕 ・平 日 早朝 7:30 ~ 8:30 夕方 17:15 ~ 18:00	〔延長保育〕 ・平 日 早朝 7:30 ~ 8:30 夕方 16:30 ~ 18:00 ・土曜日 早朝 8:00 ~ 8:30 夕方 16:30 ~ 18:00
保育料	・保育料基準表のとおり(次頁) ・年齢区分は、3歳未満児と3歳児、 4歳以上児の区分。年途中の入園の 場合は入園時の年齢をもって保育料 を決定	・保育料基準表のとおり(次頁) ・年齢区分は、3歳未満児と3歳児、 4歳以上児の区分。年途中の入園の 場合は入園時の年齢をもって保育料 を決定		
受入年齢	・生後 6 ヶ月からの乳児 (関の森保育園については、満 3 歳 からの幼児)	・生後6ヶ月からの乳児	・生後6ヶ月からの乳児	・生後 6 ヶ月からの乳児から満 2 歳 まで

				保 育	料 基	準の	現	況			
		白 河	市					表	想 村		_
保育	保育の実施児童の属する世帯の階層区分 徴収金基準額(月額)					保育の	実施児童の属する世帯	の階層区分	徴収金基準	額(月額)	
階層区分	定	義	3 歳未満児	3 歳児	4歳以上児	国階層区分	村階層区分	定	義	3 歳未満児	3 歳以上児
А	生活保護法(昭和 25 による被保護世帯(単		円 0	o 日	円 0	第1	А	生活保護法(昭和 25 よる被保護世帯(単編	年法律第 144 号)に 合世帯を含む。)	円 0	円 0
В	A階層及びD階層を 除き前年度の市民税 の額の区分が、次の	市民税非課税世帯	7,500 3,750 750	4 , 5 0 0 2 , 2 5 0 4 5 0	4 , 5 0 0 2 , 2 5 0 4 5 0	第 2	В	第1階層(A)及び 第4階層(D1)~ 第7階層(D6)を	市町村民税非課税 世帯	4,000	3,000
	区分に該当する世帯	市民税課税世帯					C 1	除き、前年度分の市 町村民税の額の区分 が、次の区分に該当 する世帯	均等割の額のみ(所得割の額のない世帯)	10,000	7,000
С			17,200 8,600 1,720	1 4 , 0 0 0 7 , 0 0 0 1 , 4 0 0	1 4 , 0 0 0 7 , 0 0 0 1 , 4 0 0	第3	C 2		所得割の額のある 世帯 5,000 円未満	12,000	9,000
							C 3		所得割の額のある 世帯 5,000 円	13,000	11,000
D 1	A階層を除き前年分の所得税課税世帯であってその所得税の	13,000 円未満	2 2 , 5 0 0 1 1 , 2 5 0 2 , 2 5 0	1 9 , 5 0 0 9 , 7 5 0 1 , 9 5 0	1 9 , 5 0 0 9 , 7 5 0 1 , 9 5 0	第 4	D 1	第1階層(A)を除き、前年分の所得税課税世帯であってそ	所得税 30,000 未満	16,000	15,000
D 2	額の区分が次の区分 に該当する世帯	13,000 円以上 64,000 円未満	2 6 , 0 0 0 1 3 , 0 0 0 2 , 6 0 0	2 3 , 0 0 0 1 1 , 5 0 0 2 , 3 0 0	2 3 , 0 0 0 1 1 , 5 0 0 2 , 3 0 0		D 2	の所得税の額の区分 が次の区分に該当する世帯	所得税 30,000 ~ 80,000 未満	24,000	21,000
D 3		64,000 円以上 112,000 円未満	3 4 , 0 0 0 1 7 , 0 0 0 3 , 4 0 0	3 1 , 0 0 0 1 5 , 5 0 0 3 , 1 0 0	2 9 , 0 0 0 1 4 , 5 0 0 2 , 9 0 0	第 5	D 3		所得税 80,000 ~ 140,000 未満	32,000	25,000
D 4		112,000 円以上 160,000 円未満	40,000 20,000 4,000	36,300 18,150 3,630	3 0 , 3 0 0 1 5 , 1 5 0 3 , 0 3 0		D 4		所得税 140,000 ~ 200,000 未満	37,000	26,000
D 5		160,000 円以上 408,000 円未満	5 3 , 0 0 0 2 6 , 5 0 0 5 , 3 0 0	3 6 , 8 0 0 1 8 , 4 0 0 3 , 6 8 0	3 0 , 5 0 0 1 5 , 2 5 0 3 , 0 5 0	第 6	D 5		所得税 200,000 ~ 510,000 未満	38,000	29,000
D 6		408,000 円以上	57,600 28,800 5,760	3 6 , 8 0 0 1 8 , 4 0 0 3 , 6 8 0	3 0 , 5 0 0 1 5 , 2 5 0 3 , 0 5 0	第7	D 6		所得税 510,000 以上	40,000	35,000
注)中段下段	は、2人目の入園児童 は、3人目の入園児童	に適応…(1/2) に適応…(1/10)			注)同一	世帯から	5 2 人以上の児童が入F	折している場合等の 減	免規定あり	

			保	育 料 基	準	の 現 況			
		大 信 村	<u> </u>				東	村	
伢	R育の実施児童の属する世	帯の階層区分	徴収金基準	額(月額)	保	発育の実施児童の属する世界	帯の階層区分	徴収金基準	額(月額)
階層区分	定義	}	3 歳未満児	3 歳以上児	階層区分	定義		3 歳未満児	3 歳以上児
А	生活保護法(昭和 25 年 る被保護世帯(単給世帯	法律第 144 号)によ を含む。)	円 0	円 0	第 1 階層	生活保護法(昭和 25 年) る被保護世帯(単給世帯	去律第 144 号)によ を含む。)	円 0	円 0
В	A階層及びD階層を除き前年度の市町村民税の額の区分が、次の区分に該当する世帯	市町村民税非課税 世帯	3,000	2,000	第 2 階層	第1階層及び第4~第 7階層を除き、前年度 の市が内のに対	市町村民税非課税 世帯	5 , 4 0 0	3,600
C 1	1 万に該当9 る世市	均等割の額のみ 世帯	6,000	4,000	第3	- 分が、次の区分に該当 する世帯	市町村民税課税世帯		
C 2		所得割の額のある 世帯	10,000	8,000	階層			11,700	9,900
D 1	A階層を除き前年分の 所得税課税世帯であっ てその所得税の額の区 分が次の区分に該当す	17,000 円未満	13,000	10,000	第 4 階層	第1階層を除き前年分の所得税課税世帯であってその所得税の分に該当	64,000 円未満	18,000	16,200
D 2	る世帯	17,000 円以上 64,000 円未満	21,000	17,000		区分が次の区分に該当する世帯		,	,
D 3		64,000 円以上 160,000 円未満	25,000	19,000	第 5 階層		64,000 円以上 160,000 円未満	26,700	24,900
D 4		160,000 円以上 204,000 円未満	28,000	21,000	第 6 階層		160,000 円以上 408,000 円未満	26 600	24 900
D 5		204,000 円以上 408,000 円未満	32,000	23,000				36,600	34,800
D 6		408,000 円以上	36,000	25,000	第 7 階層		408,000 円以上	48,000	46,200
注)同一	世帯から 2 人以上の児童が	が入所している場合等の	の減免規定あり		注)同一	・世帯から 2 人以上の児童;	が入所している場合等	デの減免規定あり ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	

国の保育料徴収金基準額表

DH: FF			徴収金基準額 (月額)		
階層		定 義	3 歳未満	3 歳以上児	
1	生活保護法(昭和 25 年法		0	0	
2	並矢度八の主町廿尺税の	市町村民税非課税世帯(母子世帯等)	0	0	
2	前年度分の市町村民税の額の区分が右の区分に該	市町村民税課税世帯	9,000	6,000	
3	当する世帯(第1階層及 び第4~7階層除く)	市町村民税課税世帯(母子世帯等)	1 8,5 0 0	1 5,5 0 0	
3		市町村民税課税世帯	1 9,5 0 0	1 6,5 0 0	
4	第 1 陇屋太岭之前年八页	所得税課税 64,000円未満	3 0,0 0 0	27,000	
5	第1階層を除く前年分の 所得課税世帯であって、	" 64,000円 以上 160,000円未満	4 4,5 0 0	4 1,5 0 0	
6	その所得税の額の区分が 右の区分に該当する世帯	" 160,000円 以上 408,000円未満	6 1,0 0 0	5 8,0 0 0	
7		" 408,000円 以上	8 0,0 0 0	7 7,0 0 0	
	第2~4階層 所得税64,000円 未満	ア 最も徴収基準額が低い児童 (最も徴収基準額の低い児童が2人以上の場合は、そのうち 1人とする。)	徴収基準額表に定める	3額	
		イ ア以外の児童のうち、最も徴収基準額が低い児童 (最も徴収基準額の低い児童が2人以上の場合は、そのうち 1人とする。)		る額×0.5	
同一世帯から2人 以上の児童が入所		ウ 上記以外の児童	徴収基準額表に定める	5額× 0 . 1	
している場合	第 5 ~ 7 階層 所得税 6 4,0 0 1 円 以上	ア 最も徴収基準額が低い児童 (最も徴収基準額の低い児童が2人以上の場合は、そのうち 1人とする。)	徴収基準額表に定める	3額	
		イ ア以外の児童のうち、最も徴収基準額が低い児童 (最も徴収基準額の低い児童が2人以上の場合は、そのうち 1人とする。)	徴収基準額表に定める	る額×0.5	
		ウ 上記以外の児童	徴収基準額表に定める	5額×0.1	

保育園(所)徴収金検討資料

平成15年度保育園(所)費決算額

	白河市		表郷村		大信村		東村		合 計	
	金額	割合	金額	割合	金額	割合	金額	割合	金額	割合
歳出決算額	586,444,486	100.0%	81,870,706	100.0%	121,865,119	100.0%	77,133,582	100.0%	867,314,893	100.0%
(財源内訳)										
国庫負担(補助)金	129,138,775	22.0%	23,907,390	29.2%	29,086,485	23.9%	18,760,900	24.3%	200,893,550	23.2%
県負担金	64,569,387	11.0%	16,372,695	20.0%	14,683,242	12.0%	9,380,450	12.2%	105,005,774	12.1%
保育園(所)徴収金	139,939,490	23.9%	11,086,900	13.5%	15,432,680	12.7%	14,774,570	19.2%	181,233,640	20.9%
寄付金その他	105,250	0.0%	-	0.0%	-	0.0%	-	0.0%	105,250	0.0%
一般財源	252,691,584	43.1%	30,503,721	37.3%	62,662,712	51.4%	34,217,662	44.4%	380,076,679	43.8%

平成15年度決算額に各市村の保育園(所)徴収金基準を採用した場合

	白河市基準	隼	表郷村基	準	大信村基準	隼	東村基準	
	金額	割合	金額	割合	金額		金額	割合
歳出決算額	867,314,893	100.0%	867,314,893	100.0%	867,314,893	100.0%	867,314,893	100.0%
(財源内訳)								
国庫負担(補助)金	200,893,550	23.2%	200,893,550	23.2%	200,893,550	23.2%	200,893,550	23.2%
県負担金	105,005,774	12.1%	105,005,774	12.1%	105,005,774	12.1%	105,005,774	12.1%
保育園(所)徴収金	194,994,840	22.5%	152,790,000	17.6%	123,200,400	14.2%	161,934,120	18.7%
寄付金その他	105,250	0.0%	105,250	0.0%	105,250	0.0%	105,250	0.0%
一般財源	366,315,479	42.2%	408,520,319	47.1%	438,109,919	50.5%	399,376,199	46.0%

保育所(園)児童数

	白 河	市	表 郷	村	大 信	村	東	村	合	計
	公立保育園(所)	人 数	公立保育園(所)	人 数	公立保育園(所)	人 数	公立保育園(所)	人 数	公立保育園(所)	人 数
0 歳児		2 8		7		1 0		1 1		5 6
1 歳児		9 8		1 4		2 4		2 4		1 6 0
2 歳児		1 0 7		1 3		1 8		1 7		1 5 5
3 歳児	5	1 2 2	1	1 6	1	2 1	1	0	8	1 5 9
4 歳児		1 2 0		4		1 4		0		1 3 8
5 歳児		109		4		1 3		0		1 2 6
合 計		5 8 4		5 8		1 0 0		5 2		7 9 4

保育児童の階層区分別人数

		白	河	市	•				表	组	阝 村				大	信	村				東		村	t	
nt e	3 歳未済	満児	3 歳児	ļ	4 歳以」	L児	人数		3 歳未満	児	3 歳以」	-児	人数	rtt er	3 歳未清	売	3 歳以上	-児	人 数	171-News	3 歳未満	児	3 歳以」	上児	人数
階層	基準額	人数	基準額	人数	基準額	人数	合 計	階層	基準額	人数	基準額	人数	合 計	階層	基準額	人数	基準額	人数	合 計	層	基準額	人数	基準額	人数	合計
Α	-	0	-	1	-	1	2	Α	1	0	-	0	0	Α	-	2	-	0	2	第1	-	0	-	0	0
В	7,500	41	4,500	34	4,500	56	131	В	4,000	3	3,000	9	12	В	3,000	5	2,000	3	8	第2	5,400	5	3,600	0	5
								C1	10,000	7	7,000	1	8	C1	6,000	13	4,000	5	18						
С	17,200	46	14,000	16	14,000	37	99	C2	12,000	1	9,000	0	1	C2	10,000	6	8,000	6	12	第3	11,700	13	9,900	0	13
								C3	13,000	1	11,000	0	1	62	10,000	O	8,000	0	12						
D1	22,500	8	19,500	7	19,500	8	23	D1	16,000	3	15,000	3	6	D1	13,000	4	10,000	4	8	第4	10 000	10	16 200		12
D2	26,000	40	23,000	10	23,000	29	79	D2	24,000	5	21,000	2	7	D2	21,000	8	17,000	9	17	54	18,000	13	16,200		13
D3	34,000	27	31,000	13	29,000	29	69	D3	32,000	7	25,000	4	11	D3	25,000	16	19,000	11	27	第5	26,700	11	24,900		11
D4	40, 000	15	26, 200	7	20, 200	1.1	26	D4	27 000	2	26,000		2	D4	29,000	1	24 000	3	4						
	40,000		36,300		30,300		36		37,000		26,000		2		28,000		21,000			第6	36,600	10	34,800	0	10
D5	53,000	49	36,800	26	30,500	40	115	D5	38,000	5	29,000	4	9	D5	32,000	1	23,000	2	3						
D6	57,600	7	36,800	8	30,500	15	30	D6	40,000	0	35,000	1	1	D6	36,000	0	25,000	1	1	第7	48,000	0	46,200	0	0
合計		233		122		229	584	合計		34		24	58	合計		56		44	100	合計		52		0	52

		4 市 村	の現況	
区分	白 河 市	表 郷 村	大 信 村	東村
児童館事業	施設 白河市第一児童館 白河市第二児童館 開館時間 ・平 日 8:30 ~ 17:30 ・土曜日 8:30 ~ 12:00 休館日 ・日曜日、祝祭日、年末年始 利用者 ・小学生、中学生、保護者が同伴す る幼児等 活動内容 放課後児童健全育成事業 児童館開放事業(毎週火曜日) 子育てサークルの育成 母親クラブとの連携			
放課後児童対策事業(児童クラブ)	開設場所 白河市第一児童館 白河市第二児童館 白河市立みさか小学校 白河市立みさか小学校 白河市立白河第三小学校 白坂多目的研修センター サンフレッシュロ河 保育時間 ・通常期(平日放課後) 授業終了後~17:30 児童館 土曜開館 8:30~12:00 ・夏休み等の長期休業期 8:30~17:30 月額保育料 無料 月額おやつ代 ・保護者会で決定、月により金額変動 入会児童数 229人(H16.2月現在) (H16.4月利用予定267人)	開設場所 表郷村立表郷小学校 保育時間 ・通常期(放課後) 13:00 ~ 18:00 ・土曜日及び表郷村公立小・中学校 管理規則第10条の2に規定する 休業日 8:30 ~ 18:00 月額保育料 無料 月額おやつ代 2,000円 入会児童数 16人(H16.2月現在) (H16.4月利用予定27人)	・振替休日及び夏休み等の長期休業期 8:00~18:00 月額保育料 3,000円 (2人目以降 2,000円) 月額おやつ代 2,000円	施設場所 ひがしこども館 保育時間 ・通常期(放課後) 授業終了後~18:00 ・土曜日及び夏休み等の長期休業 期 7:30~18:00 月額保育料 ・1日~9日 1日 300円 ・10日以上 月額 3,000円 月額おやつ代 ・1日~9日 1日 200円 ・10日以上 月額 2,000円 ・10日以上 月額 2,000円 ・10日以上 月額 2,000円 ・10日以上 月額 2,000円 ・10日以上 月額 2,000円

区分		4 市 村	の 現 況	
	白 河 市	表 郷 村	大 信 村	東村
延長保育事業	実施箇所 みのり、さくら、ひまわり、わか ばの各公立保育園 延長時間 ・平日 早朝 7:30 ~ 8:30 夕方 16:00 ~ 18:00 ・土曜日 12:00 ~ 13:00 わかば保育園 12:00 ~ 18:00 費用 通常の保育料のみ	実施箇所 表郷保育所 延長時間 ・平日 早朝 7:30 ~ 8:30 夕方 16:30 ~ 18:45 費用 通常の保育料のみ	実施箇所 大信村保育所 延長時間 ・平日 早朝 7:30 ~ 8:30 夕方 16:30 ~ 17:45 費用 通常の保育料のみ	実施箇所 東村保育所 延長時間 ・平日 早朝 7:30 ~ 8:30 夕方 16:30 ~ 18:00 費用 通常の保育料のみ
一時保育事業	実施箇所 白河市わかば保育園 対象児童 満1歳以上 条件 緊急保育:保護者の疾病、冠婚葬 祭などの社会通念上やむをえない 緊急的な場合 非定型保育:保護者が週3日以内 のパート就労の場合一時的 行う日は保育園の開園日 保育間 平日8:30~17:00 土曜日8:30~12:00 費用 1,000円/日			

区分		4 市 村	の 現 況 I	Г
	白 河 市	表 郷 村	大 信 村	東村
地域子育て支援センター事業	事とは、大学・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・			

先 進 事 例 (県内)

県内合併協議会の協議状況

須賀川市・長沼町合併協議会

保育事業

- 1 長沼町の保育所の保育料は、合併後、段階的に調整し、平成20年度までに須賀川市の保育料に統一する。
- 2 同じ世帯から2人以上入所する場合の保育料については、須賀川市の例による。
- 3 須賀川市の公立保育所の閉所時間については、午後6時30分まで延長する。
- 4 長沼町の延長保育については、現行どおり実施するものとし、須賀川市の実施については、個々の保育所の実情に合わせ合併後に調整する。
- 5 保育所の入所判定基準については、須賀川市の例による。

児童福祉事業

- 1 平日については、午後零時30分から午後6時30分までとする。
- 2 土曜日・学校長期休業中については、午前8時から午後6時30分までとする。なお、児童クラブの入所判定基準については、須賀川市の例による。

田村5町村合併協議会

児童福祉事業

- 1 国又は県等が定める制度については、国又は県等の要綱等に準拠しながらサービスの充実に努める。
- 2 児童館については、現行のとおり新市に引き継ぐものとする。

保育事業

- 1 保育所の保育時間は、船引町の例により月曜から土曜まで 7:30 ~ 18:30 まで対応できる体制をとることとする。
- 2 船引町保育所以外の保育所において一時保育所を実施する。
- 3 延長保育については、現行のとおり新市に引き継ぐが、新市において利用者の要望を踏まえて調整する。
- 4 保育料については、平成 17 年 3 月分は現行のとおり新市に引き継ぎ、平成 17 年度より児童の属する世帯の前年度の所得税額が 63,999 円以下の階層は大越町の例により、 64,000 円以上の階層は常葉町の例による。
- 5 保育料の減免は、平成17年度から都路村及び常葉町の例による。
- 6 保育所給食は、現行のとおり新市に引き継ぐ。
- 7 特別保育事業は、現行のとおり引き継ぐが、利用者負担は大越町の例による。
- 8 滝根町の特別保育事業は、現行のとおり新市に引き継ぐ。
- 9 許可外保育施設に対する助成事業は、船引町の例による。

会津高田町・会津本郷町・新鶴村合併協議会

保育事業の取扱い

- 1 保育所については、現行のとおり新町に引き継ぐものとする。なお、保育料については、合併する年度は各町村の例によるものとし、その翌年度から新町の保育料を定めるものとする。
- 2 保育時間、その他の保育サービスについては、新町において調整する。

児童福祉事業の取り扱い

- 1 国又は県等が定める制度で差異のない事業については、合併時までに統合する。
- 2 各町村が独自に実施している制度又は事業については、合併時までに調整する。

先 進 事 例 (県外)

篠山市(兵庫県)

各種福祉制度の取扱い

- 1 国又は県等が定める福祉制度については、その福祉制度の要綱等に準拠して実施する。
- 2 独自の福祉制度については、その福祉制度の趣旨や目的が効果的に機能する町の例による。
- 3 保育所保育料については、国の保育料徴収基準額1/3を参考として、合併時 に調整する。

さいたま市(埼玉県)

児童福祉事業の取扱い

・児童福祉事業については、国等の制度に基づいて実施している事業は引き続き推進するものとする。子育て支援事業等については、統合又は再編し充実に努めるものとする。

大船渡市(岩手県)

各種福祉制度の取扱い

・合併年度は、現行のとおりとし、両市町の従来の経緯等を考慮しながら、翌年度 から調整検討する。

さぬき市(香川県)

各福祉制度の取扱い

- 1 各福祉制度における児童福祉・障害者福祉・医療等の施策については、国又は 県等の要綱等に準拠しながらサービスの充実に努める。
- 2 保育所運営における保育料については、適正な保育料を設定する。

南アルプス市(山梨県)

児童福祉の取扱い

- 1 国・県が定める制度については、現行の実施方法を調整し、新市として実施する。
- 2 各町村が独自で実施している事業については、サービス低下とならないよう、 新市全体に拡大し実施する。
- 3 児童虐待問題については、児童福祉法に従い、児童の健全育成及び保護に努める。

保育事業の取扱い

- 1 サービス内容に差異があるものについては、現行の水準が低下しない範囲で統一化を図る。
- 2 保育園の設置や通園区域は、現状のまま新市に引き継ぐ。

静岡市(静岡県)

各種福祉制度の取扱い

・市民サービスの向上を図ることを原則に、従来の実績を尊重しつつ、新市全体 の均衡を保つよう調整に努めるものとする。

山県市(岐阜県)

福祉関係事業関係

- 1 保育料については、美山町の例による。ただし、同一世帯から2人以上の児童が保育の実施をされている場合の第2子及び第3子以降については、高富町の例による。なお、新市の保育料は、国の徴収基準額を参考に段階的に改定を図るものとする。
- 2 延長保育料は、高富町の例による。

大崎上島町(広島県)

児童福祉事業について

- 1 放課後児童対策事業については、各小学校区に1箇所ずつ施設を設けるように調整する。
- 2 その他の調整内容については、現行のとおり新市に引き継ぐ。

東かがわ市(香川県)

各種福祉制度の取扱い

1 国または県が定める制度については、現行の実施方法を基準に新市において 調整し、実施する。

使用料、手数料等の取扱い

1 保育料は、合併時に引田町の例により統一する。

各種福祉制度の取扱い

1 保育所の延長保育は、大内町の例により調整し、実施する。

神流町(群馬県)

児童福祉事業

・統合することを基本とし、住民サービスについては、高い水準の方へ合わせる よう調整する。

保育事業

・へき地保育所として、万場町の現有施設へ統合する。

あさぎり町(熊本県)

児童福祉制度の取扱い

- ・児童福祉制度については、家庭における生活の安定と次世代の担い手の育成を 図るため、新町において計画し実施する。
- ・保育料の取扱い国の保育料徴収基準額表を参考として、合併時に調整する。

先 進 事 例 (県外)

いなべ市 (三重県)

各種福祉事業

- 1 児童福祉事業について、国、県等の制度に基づいて実施している事業は引続き推進し、充実に努める。
- 2 保育事業について、国、県等の制度に基づいて実施している事業は現行のとおりとする。保育料については、合併後に統一する。

飛騨市(岐阜県)

児童福祉事業

1 地域子育て支援センター事業については、新市移行までに事業内容を統一し調整する。

保育事業

- 1 公立保育園事業については、現行のとおり新市に引き継ぐ。開所時刻は7時30分からを基本とし、開所時間は11時間を基本とする。
- 2 私立保育所児童保育事業については、現行のとおり新市に引き継ぐ。
- 3 通園バスの利用料は徴収しない。
- 4 保育園給食の調理場所については、現行のとおり新市に引き継ぐ。主食費については、新市に移行後統一するよう調整する。但し、3歳未満児については徴収しない。
- 5 保育料の算定及び保育内容については、現行のとおり新市に引き継ぎ、移行後3年をめどに統一するよう調整する。但し、算定については、国の基準の50%~70%を目標に階層区分に応じ調整するものとする。なお、0歳児については、新市において調整する。
- 6 保育料の減免については、新市移行までに調整する。

対馬市(長崎県)

- 各種福祉制度の取扱い児童福祉関係
- ・児童館・・・現行のとおりとする。
- 各種福祉制度の取扱い児童福祉関係
- ・保育所関係…合併時に調整する。ただし、平成15年度については、それぞれ旧村の例による。

安芸高田市 (広島県)

児童福祉事業の取扱い

- ・児童福祉事業については、各町でのこれまでの取り組みを踏まえ、新市において も事業の充実を図ることを原則として次のとおり調整する。
- ・児童館・放課後児童対策事業については、当面現行のとおり新市に引き継ぎ、新市において事業の拡大を図る。

壱岐市(長崎県)

各種福祉制度の取扱い

・保育所については現行のとおりとするものとし、保育料については、合併前に 調整し、合併時から適用する。ただし、保育時間、保育年齢については新市に おいて検討する。

佐渡市(新潟県)

児童福祉

- 1 保育所施設は、当面現行のとおりとする。
- 2 基本的な保育時間は、合併時に統一する。ただし、合併期日の属する年度は、現行のとおりとする。
 - a 月曜日~金曜日8時から16時
 - b 十曜日 8時から正午
- 3 延長保育は、現行のとおりとし、合併後圏域的に調整を図る。
- 4 保育料算定階層区分は、合併時に統一する。ただし、合併期日の属する年度は、現行のとおりとする。
- 5 保育所の保育料は、合併時に統一する。ただし、合併期日の属する年度は現行のとおりとする。
 - a 1人月額8,400円
- 6 同一家族の2人目、3人目の保育料は、少子化対策を考慮し、2人目10分 の2、3人目無料とする。
- 7 特別保育事業は、現行のとおり引き継ぎ、合併後に調整する。

福祉事業の取扱い

1 児童館は、地域の要望等を踏まえ、新市で調整する。

白河市・表郷村・大信村・東村合併協議会協定項目調整内容

協定項目	24-(3)-カ 各種事務事業の取扱い(保健福祉に関する事務事業 / その他福祉事業関係)
調整方針	1 母子家庭児入学祝金支給事業については、合併年度の翌年度から廃止する。 2 ひとり親家庭医療費助成事業については、現行のとおり新市に引き継ぐものとする。 3 高額療養費支払資金貸付事業については、合併年度の翌年度から大信村の例により統一する。 4 高齢者生きがい対策事業におけるきつねうち温泉日帰り入浴サービス支援(送迎バス)については、現行のとおり新市に引き継ぐものとし、実施内容等については新市において調整する。東村の指定施設宿泊料金の一部助成は、合併年度の翌年度から廃止する。ただし、きつねうち温泉にかかる一部助成については、合併年度及びこれに続く5年度間は引き続き実施する。 5 災害見舞金支給事業については、合併年度の翌年度から白河市及び大信村の例により統一する。 6 災害弔慰金及び災害障害見舞金支給事業、災害援護資金貸付事業については、合併年度の翌年度から白河市、表郷村、東村の例により統一する。

区分	τ τρ 13 <i>Ο 1</i> π <i>π</i> υ									
	白 河 市	表郷村	大 信 村	東村						
母子家庭児入学 祝金支給事業	概要 母子家庭児に対し入学祝金を支給することにより、児童福祉の増進を図る。 内容 ・小学校入学時 5,000 円 ・中学校入学時 10,000 円 支給件数(H 1 5) 84 件									
ひとり親家庭医療費助成事業	目的 父子家庭、母子家庭及び父母のいない 児童を養育する家庭の保健の向上に寄 与し、福祉の増進を図る。 対象者 ・18 歳未満の児童を扶養するひとり 親家庭の母又は父及び児童 ・父母のいない18 歳未満の児童	目的 父子家庭、母子家庭及び父母のいない児童を養育する家庭の保健の向上に寄与し、福祉の増進を図る。 対象者 ・18 歳未満の児童を扶養するひとり 親家庭の母又は父及び児童 ・父母のいない 18 歳未満の児童	目的 父子家庭、母子家庭及び父母のいない児童を養育する家庭の保健の向上に寄与し、福祉の増進を図る。 対象者 ・18 歳未満の児童を扶養するひとり 親家庭の母又は父及び児童 ・父母のいない 18 歳未満の児童	目的 父子家庭、母子家庭及び父母のいない児童を養育する家庭の保健の向上に寄与し、福祉の増進を図る。 対象者 ・18 歳未満の児童を扶養するひとり 親家庭の母又は父及び児童 ・父母のいない 18 歳未満の児童						

区分		4 市 村	の現況	
	白 河 市	表郷村	大 信 村	東村
	支給制限 ・生活保護法上の被保護者 ・里親委託されている児童 ・児童福祉施設入所児童 ・ひとり親家庭の親の前年の所得が児童扶養手当の所得制限限度額以上である場合の当該親及び児童助成額 ・医療費の自己負担額から登録世帯ごとに月1,000円を控除した額負担割合 県 1/2 市 1/2 登録世帯 422世帯申請件数 1,074件	支給制限 ・生活保護法上の被保護者 ・里親委託されている児童 ・児童福祉施設入所児童 ・ひとり親家庭の親の前年の所得が 児童扶養手当の所得制限限度額以上である場合の当該親及び児童 助成額 ・医療費の自己負担額から登録世帯 ごとに月1,000円を控除した額 負担割合 県 1/2 村 1/2 登録世帯 51 世帯 申請件数 367件	支給制限 ・生活保護法上の被保護者 ・里親委託されている児童 ・児童福祉施設入所児童 ・ひとり親家庭の親の前年の所得が 児童扶養手当の所得制限限度額以 上である場合の当該親及び児童 助成額 ・医療費の自己負担額から登録世帯 ごとに月1,000円を控除した額 負担割合 県 1/2 村 1/2 登録世帯 21世帯 申請件数 200件	支給制限 ・生活保護法上の被保護者 ・里親委託されている児童 ・児童福祉施設入所児童 ・ひとり親家庭の親の前年の所得が 児童扶養手当の所得制限限度額以 上である場合の当該親及び児童 助成額 ・医療費の自己負担額から登録世帯 ごとに月 1,000 円を控除した額 負担割合 県 1/2 村 1/2 登録世帯 42 世帯 申請件数 429 件
高額療養費支払資金貸付事業	事業名 白河市高額療養費支払資金貸付事業 目的 ・療養費の支払に困窮する者に対し、 その資金の貸付を行う。 貸付対象者 ・社会保険各法に規定する高額療養費 の受給権を有する者 ・資金の貸付を他から受けることがで きない者 貸付額 ・高額療養費の100分の90以内の 額 貸付利息 無利子 償還方法 高額療養費支給費により一括償還 件数(H15) 100件	事業名 表郷村社会福祉協議会生活援助資金貸付事業 目的 ・村内に居住する者に対し、自己の一部負担すべき金額を超えた医療費について貸付を行う。 貸付対象者 ・医療保険制度に加入している者 貸付額 ・高額療養費の100分の90以内の額 貸付利息 無利子 償還方法 高額療養費支給費により一括償還 件数(H15) 12件	事業名 大信村国民健康保険高額療養費資金貸付事業 目的 ・高額療養費の支給を受けるまでの間、当該療養費の支給に係る費用を支払うための資金の貸付を行う。貸付国民健康保険法に定める高額療養費の支給対象者の属する世帯の世帯主 貸付額 ・高額療養費の100分の90以内の額貸付高額療養費の100分の90以内の額賃付利息無限計算	事業名 東村社会福祉協議会高額療養費支 払資金貸付事業 目的 ・高額療養費として保険診療で認め られる額のうち自己負担を超える 額について貸付を行う。 貸付対象者 ・国民健康保険法に定める高額療養 費の対象者 貸付額 ・高額療養費の100分の90以内 の額 貸付利息 無利子 償還方法 高額療養費支給費により一括償還 件数(H15) 2件

区分		4 市 村	の現況	
	白 河 市	表郷村	大 信 村	東村
高齢者生きがい対策事業				目的 村内の高齢者の健康増進のために保養の機会と相互コミュニケーションの場を提供することによりのる。 内容 きって (対 の) ・対象者 () ・ 対 () ・ 対象者 () ・ 対 () ・ 対象者 () ・ 対 () ・ 対象者 () ・ 付 () ・ 対 () ・ 対 () ・ 対 () ・ 対 () ・ 対 () ・ 付 () が () が () が () が () が () が () が () が () が () が () が () が () が () が ()

		4 市 村	の現況	
区分	白 河 市	表郷村	大 信 村	東村
災害見舞金支給事業	事業名 白河市災害見舞金等支給事業 概要 災害(暴風、豪雨、豪雪、洪水、地震等の自然災害及び火災等)により被災した者に対し、災害見舞金又は弔慰金を支払う。 災害見舞金の額 ・全焼、全壊、流失、埋没又は水没 1世帯 100,000円 1人につき 20,000円 ・半焼又は半壊 1世帯 50,000円 1人につき 10,000円 ・床上浸水 1世帯 30,000円 ・床上浸水 1世帯 30,000円 ・床上浸水 1世帯 30,000円 ・床上浸水 1世帯 30,000円 ・ ないののできが出た場合の1人 当たり) ・20歳以上 100,000円 ・20歳未満 50,000円 支給件数(H15)	事業名 表郷村災害見舞金支給事業 概要 災害(暴風、豪雨、豪雪、洪水、地震等の自然災害及び火災等)により罹 災者(被災した者)に対し、救助費又 は死亡見舞金を支払う。 救助費の額 ・全焼、全壊、流失、水没、埋没 1世帯 60,000円 1人につき 10,000円 ・半焼・半壊 1世帯 30,000円 1人につき 5,000円	事業名 大信村被災救助費支給事業 概要 災害(暴風、豪雨、豪雪、洪水、地震等の自然災害及び火災等)により罹災者(被災した者)に対し、救助金又は弔慰金を支払う。救助金の額・全焼、全壊、流失、水没、埋没1世帯 100,000円1人につき 20,000円・半焼・半壊 1世帯 50,000円1人につき 10,000円・床上浸水 1世帯 30,000円・床上浸水 1世帯 30,000円・床上浸水 1世帯 30,000円・大人(20歳以上)・大人(20歳以上)・大人(20歳未満) 50,000円支給件数(H15)	事業名 東村罹災救助給付金交付事業 概要 災害(暴風、豪雨、豪雪、洪水、地震等の自然災害及び火災等)により罹災した者に対し、救助給付金を支払う。 給付金の額 ・全壊(全焼) 半壊(半焼)併せて 1世帯(住家が自家の場合) 150,000円 1世帯(住家が借家、アパート等の場合) 50,000円
災害弔慰金及 び災害障害見 舞金支給事業	事業名 白河市災害弔慰金支給事業 概要 自然災害(暴風、豪雨、豪雪、洪水、 地震等、その他異常な自然現象)により、死亡した者の遺族に対し災害弔慰 金又は障害を受けた者に対し災害障害 見舞金を支払う。 災害弔慰金の額 ・死亡者が生計を主として維持していた場合 5,000,000 円 ・その他の場合	事業名 表郷村災害弔慰金支給事業 概要 自然災害(暴風、豪雨、豪雪、洪水、 地震等、その他異常な自然現象)により、死亡した者の遺族に対し災害弔慰 金又は障害を受けた者に対し災害障害 見舞金を支払う。 災害弔慰金の額 ・死亡者が生計を主として維持してい た場合 5,000,000 円 ・その他の場合	事業名 大信村災害弔慰金支給事業 概要 自然災害(暴風、豪雨、豪雪、洪水、 地震等、その他異常な自然現象)により、死亡した者の遺族に対し災害弔慰 金又は障害を受けた者に対し災害障害 見舞金を支払う。 災害弔慰金の額 ・死亡者1人当たり	事業名 東村災害・財金支給事業 概要 自然災害(暴風、豪雨、豪雪、洪水、 地震等、その他異常な自然現象)により、死亡した者の遺族に対し災害帯慰 金又は障害を受けた者に対し災害障害 見舞金を支払う。 災害・財金の額 ・死亡者が生計を主として維持していた場合 5,000,000円 ・その他の場合

区分		4 市 村	の 現 況	
	白 河 市	表郷村	大 信 村	東村
	災害障害見舞金の額 ・障害者が生計を主として維持していた場合 2,500,000 円 ・その他の場合 1,250,000 円 支給件数(H15)	災害障害見舞金の額 ・障害者が生計を主として維持していた場合 2,500,000円 ・その他の場合 1,250,000円 支給件数(H15)	災害障害見舞金の額 ・障害者が生計を主として維持していた場合 1,500,000 円・その他の場合 750,000 円 支給件数(H15)	災害障害見舞金の額 ・障害者が生計を主として維持していた場合 2,500,000 円 ・その他の場合 1,250,000 円 支給件数(H 1 5) 0件
災害援護資金貸付事業	概要 自然災害により被害を受けた世帯の世帯主に対し災害援護資金の貸付の額 療養に要する期間がおむね1月以上である世帯主の負傷の場合の場合の場合の場合の場合の場合のの場合の場合の場合のの場合のの場合のの場	概要 自然災害により被害を受けた世帯の 世帯主に対し災害援護資金の貸付を行う。 災害援護資金の貸付の額 療養に要する期間がおおむね1月 以上である世帯主の負傷の場合 イ 家財についての被害金額がその 家財の価値のおおむね3分の1 以上である世帯主の損害がは住居の損害がない場合 1,500,000円 ロ 家財の損害があり、かつ、住居 の損害がよい場合 2,700,000円 八 住居が半壊した場合 3,500,000円 世帯主の負傷がなく、かつ、次の いずれかに該当する場合 イ 家財の損害があり、かつ、住居 の損害がない場合	概要 自然災害により被害を受けた世帯の 世帯主に対し災害援護資金の貸付を行う。 災害援護資金の貸付の額 ・療養に要する期間がおおむね1月以上である世帯主の負傷の場合 400,000円 ・住居が全壊した場合 ・住居が半壊した場合 ・家財についての被害金額がその家財の価値のおおむね3分の1以上である損害がない場合 800,000円 当該災害については、上記の事由に2つ以上該当する場合の貸付限度額は、その災害に係る1世帯当たり50万円とする。	概要 自然災害により被害を受けた世帯の 世帯主に対し災害援護資金の貸付を行う。 災害援護資金の貸付の額 療養に要する期間がおおむね1月 以上である世帯主の負傷の場合 イ 家財についての被害金額がその 家財の価値のおおむね3分の1 以上である損害及び住居の損害 がない場合 1,500,000円 口 家財の損害があり、かつ、住居 の損害がよい場合 2,700,000円 二 住居が半壊した場合 3,500,000円 世帯主の負傷がなる場合 イ 家財の損害があり、かつ、にずれかに該当する場合 イ 家財の損害があり、かつ、住居 の損害がない場合 1,500,000円 口 住居が半壊した場合

X	分		4 市 村	の 現 況	
	Л	白 河 市	表郷村	大 信 村	東村
		八 住居が全壊した場合(二の場合を除く。) 2,500,000円 二 住居の全体が損壊し、若しくは流失し、又はこれと同等と認められる特別の事情があつた場合3,500,000円 償還期間 10年(うち据置期間3年) 利率 年3%(据置期間は無利子) 件数(H10)	八 住居が全壊した場合(二の場合を除く。) 2,500,000円 二 住居の全体が損壊し、若しくは流失し、又はこれと同等と認められる特別の事情があつた場合3,500,000円 償還期間10年(うち据置期間3年)利率 年3%(据置期間は無利子)件数	償還期間 10年(うち据置期間3年) 利率 年3%(据置期間は無利子) 件数	八 住居が全壊した場合(二の場合を除く。) 2,500,000円 二 住居の全体が損壊し、若しくは流失し、又はこれと同等と認められる特別の事情があつた場合3,500,000円 償還期間10年(うち据置期間3年)利率年3%(据置期間は無利子)件数

先 進 事 例

田村地方5町村合併協議会

- 1 ひとり親家庭等医療費助成事業については、現行のとおり新市に引き継ぐものとする。
- 2 災害弔慰金支給及び災害障害見舞金支給については、滝根町、大越町、都路村及び船引町の例による。
- 3 災害援護資金貸付については、都路村及び船引町の例による。
- 4 災害見舞金支給については、船引町の例による。
- 5 高額療養費貸付事業については、大越町及び船引町の例によるものとする。

黒磯市・西那須野町・塩原町合併協議会

- 1 災害見舞金については、黒磯市の例により合併時に統合する。
- 2 災害弔慰金及び災害障害見舞金については、現行のとおり新市に引き継ぐ。
- 3 高額療養費資金貸付については、黒磯市の例により合併時に統合する。

白河市・表郷村・大信村・東村合併協議会協定項目調整内容

協定項目	24-(4)-ア	各種事務事業の取扱い(産業経済に関する事務事業/農林業関係)
調 整 方 針	(23) 地震を受ける (23) 地震定定生策 (23) 地震を農水家村農土 (24) 大変・ (25) 業 関係 (22) 乗 関係 (23) サスター (23) サス	は域整備計画については、現行のとおり新市に引き継ぎ、新市において新たな計画を策定する。 な大事業については、現行のとおり新市に引き継ぎ、新市において事業推進に向け調整する。 については、現行のとおり新市に引き継ぎ、関係機関等については、新市において調整する。 と対策における「地域水田農業ビジョン」については、現行のとおり新市に引き継ぎ、新市において調整する。 と対策における「地域水田農業ビジョン」については、現行のとおり新市に引き継ぎ、新市において統合する。 にいては、平成18年度までは現行のとおりとし、新たな「地域水田・カン」の策定時に統一する。水田農業推進協議会については、新市において統合する。 に参事業については、現行のとおり新市に引き継ぎ、新市において事業の実施方法等について検討する。 に対しては、現行のとおり新市に引き継ぐものとする。 に対しては、現行のとおり新市に引き継ぐものとする。 に対しては、現行のとおり新市に引き継ぐものとする。 に対しては、現行のとおり新市に引き継ぐものとする。 に対しては、現行のとおり新市に引き継ぎ、新市において新たな計画を策定する。 に対しては、現行のとおり新市に引き継ぎ、新市において新たな計画を策定する。 に対しては、現行のとおり新市に引き継ぐものとする。 に対しては、現行のとおり新市に引き継でものとする。

			 4 市 村	 の 現 況	
X	分	白河市	表郷村	大信村	東村
農業振興備計画	地域整	【白河市農業振興地域整備計画】	【表郷村農業振興地域整備計画】	【大信村農業振興地域整備計画】	【東村農業振興地域整備計画】
権 日 四		[目的] ・市の農業振興地域を明確にし、農業 と農業以外への土地利用の調達を図 るとともに、その地域の整備を計画 的、集中的に行うことにより、農業 の健全な発展を図る。			
		[内容] ・農業振興地域整備基本方針に基づき、概ね 10 年を見通して策定し、5 年ごとに現況及び将来の状況について、調査を行いほ場整備、施設整備、農業を担うべき者の育成、確保等について計画を定める。	[内容] ・農業振興地域整備基方針に基づ。 概ね 10 年を見通して策定し、5 5 とに現況及び将来の状況につい。 調査を行いほ場整備、施設整備、業を担うべき者の育成、確保等して計画を定める。	「内容」・農業振興地域整備基方針に基づき、概ね 10 年を見通して策定し、5 年とに現況及び将来の状況について、調査を行いほ場整備、施設整備、農業を担うべき者の育成、確保等について計画を定める。	[内容] ・農業振興地域整備基方針に基づき、概ね10年を見通して策定し、5年ごとに現況及び将来の状況について、調査を行いほ場整備、施設整備、農業を担うべき者の育成、確保等について計画を定める。
		[策定年次等] ・農業振興地域指定 昭和 45 年度 ・整備計画策定 昭和 45 年度 ・整備計画変更 昭和 51 年度 昭和 63 年度 平成 7 年度 平成 15 年度	[策定年次等] ・農業振興地域指定 昭和 45 年 昭和 46 年 昭和 46 年 昭和 46 年 昭和 49 年 昭和 54 年 平成 R 年 平成 R 日	[策定年次等]	[策定年次等] ・農業振興地域指定 昭和 45 年度 ・整備計画策定 昭和 46 年度 ・特別管理地域指定 昭和 50 年度 昭和 56 年度 ・農業農村振興対策指定
		・随時変更 年2回	+ 成ルギャ成 8 年 平成 11 年 ・随時変更 年 2 回	度 · 随時変更	・整備計画変更 平成 元年度 ・整備計画変更 昭和 52 年度 昭和 56 年度 平成 4 年度 ・随時変更 年 2 回

区分		4 市	i 村	0	現 況		
区分	白河市	表绸	3村	J	大信村	東	村
	[現況] ・農業振興地域 8,139.8ha ・農用地面積 2,523.5ha	[現況] ・農業振興地域 ・農用地面積	4,996.7ha 1,466.1ha	[現況] ・農業振興地域 ・農用地面積	5,144.1ha 1,102.6ha	[現況] ・農業振興地域 ・農用地面積	4,038.0ha 1,373.0ha
地産地消拡大事 業	[目的] ・地産地消を推進するため、直売組 織の育成支援を行う。	織の育成支援を		織の自成又扱		間の自成又接て	
	[概要] ・市内にある直売所のPR等の支援の取組み ・学校給食用食材に地元農産物の使用の要望の取組み	[概要] ・			## # A P	九野 来の 供給 に	
認定農業者育成事業		[・・・・ 関系を 「・・・ と と と と と と と と と と と と と と と と と と	35 名 (平成 15 年度末)	・認定農業者数 「関係機関]	れた対象を表現である。 1	[・ ・	対するなと、導らの 果的欲めに表すしまで のと、基)関を農材 がするなと、基)関を農材 がきたですりまで がするなと、基) にすりまで にすりまで は、基) にすりまで は、基) にすりまで は、基) は、ま) は、ま は、ま) は、ま 、ま 、
	・白河市認定農業者協議会・白河市経営改善支援センター	・表郷村認定農業者 ・表郷村経営改善支	理絡協議会 援センター	・大信村認定農業 ・大信村経営改善	着会 支援センター	・東村認定農業者会 ・東村経営改善支援 	センター

E /\		4 市 村		
区分	白河市	表郷村	大信村	東村
米生産調整対策 事業	【白河市地域水田農業ビジョン】 計画年度 平成 16 年度 ~ 平成 19 年度	【表郷村地域水田農業ビジョン】 計画年度 平成 16 年度~平成 18 年度	【大信村地域水田農業ビジョン】 計画年度 平成 16 年度 ~ 平成 18 年度	【東村地域水田農業ビジョン】 計画年度 平成 16 年度 ~ 平成 19 年度
	【生産調整に対する助成金】	【生産調整に対する助成金】	【生産調整に対する助成金】	【生産調整に対する助成金】
	市単独助成については、「地域水田 農業ビジョン」の産地づくり対策に おける助成に集約化したため、該当 なし。	[目的] ・需要に応じた米の計画生産を行う。 ・団地化を進めるための助成を行う。	[目的] ・需要に応じた米の計画生産を行う。 ・団地化を進めるための助成を行う。	[目的] ・需要に応じた米の計画生産を行う。 ・団地化を進めるための助成を行う。
		(村単独助成金) 作物助成 ・大豆・麦・飼料作物(10a以上) 10a 25,000円 ・一般・振興作物 10a 5,000円 加工地助成 60kg 4,000円 団地助成 10,000円 団地助成 1,000円 産着化助成 1/2 産者所成 1/2 直播助成 1/2	[内容] (村単独助成金) 目的達成助成 10a 5,000円 有機・特別栽培米導入助成 10a 2,000円 農地利用集積助成 10a 2,000円 エコファーマー導入助成 1 農家 5,000円 直播助成 10a 7,000円 集落達成助成 1 集落 50,000円	[内容] (村単独助成金) 直播助成 10a 5,000 円 調整水田 10a 3,000 円 加工用米助成 60kg 2,000 円 エコファーマー助成 10a 2,000 円
	【白河市水田農業推進協議会】	【表郷村水田農業推進協議会】	【大信村水田農業推進協議会】	【東村水田農業推進協議会】
	[目的] 水田農業構造改革対策を推進する。	[目的] 地域水田農業改革及び対策(生産調整)等を推進する。	[目的] 地域水田農業改革及び対策(生産調整)等を推進する。	[目的] 地域水田農業改革及び対策(生産調整)等を推進する。
	[構成員] 22名 会長(市長) 副会長(白河農業協同 組合長) 農業委員会会長、土地改良 区理事長、農業共済組合組合長理事、 白河農業協同組合理事等 5名、東西 しらかわ農業協同組合 2名、集荷業 者7名、担い手農家・実需者・消費 者の代表者各1名	[構成員] 19名 村1名 農協1名、農業委員会1名、 農業団体3名、食生活改善グループ2 名、農政事務所1名、農林事務所1 名、議会4名、農業共済1名、土地 改良区2名、商系出荷業者2名	[構成員] 14名 農協2名、助役、農業委員会2名、 農業団体2名、担い手2名、認定農 業者会1名、消費者団体1名、農業 共済1名、土地改良区1名、集荷業 者1名	[構成員]14名 村2名、農業委員会2名、土地改良 区1名、農業共済1名、農協2名、 集 荷業者3名、認定農業者会1名、 商工会1名、消費者団体1名、担い 手1名

E		4 市	村	0	現	況		
区分	白河市	表郷村			大信村		東	村
	【産地づくり交付金】	【産地づくり交付金】		【産地づくり交	付金】		【産地づくり交付金	È]
	加工用米出荷助成 60kg 5,000円水稲直播栽培取組助成 10a 12,000円振興作物取組助成トマト、きゅうり、ブロッコリー、みず菜、大豆、そば、ゆり等の花きの作付 10a 10,000円特別調整促進加算助成事業トマト 10a 10,000円 積機栽培米等推進助成 10a 16,000円 団地化推進助成 10a 10,000円	大豆、飼料作物助成 10a 加工用米出荷助成 60kg 特別調整加算分助成 トマト作物助成 10a	40,000 円 4,000 円 10,000 円	大豆、 飼料 そば 有機・特別 土地利用集 加工用米出	10a 10a 栽培助成 10a 積 10a	50,000 円 40,000 円 3,000 円 3,000 円 1,000 円	転 作 作 に り き 水 こ 、 る り る の 、 を 表 り の 、 を り る り の 、 を り る り の 、 の り り り り り り り り り り り り り り り り	10a 2,000 円 10a 10,000 円 印算助成事業 10a 10,000 円
	【生産調整の生産者配分】 (平成 16 年度) 県からの作付生産目標数量 6,764 t (面積換算 1,252.6ha) 個別配分作付割合 69.52 % (減反割合 30.48 %)	【生産調整の生産者配分】 (平成 16 年度) 県からの作付生産目標数量 (面積接 個別配分作付割合 76.6 (減反割合 23.6	4,144 t 算 798ha)	【生産調整の生 (平成 16 年度 県からの作付 個別配分作 認定農業者) 生産目標数量	2,577 t !算 495ha)	【生産調整の生産者 (平成 16 年度) 県からの作付生産 個別配分作付害 (減反害	至目標数量 3,588 t (面積換算 646ha)
水稲航空防除事 業	[実施主体] ・白河市航空防除推進協議会	[実施主体] ・表郷村水稲航空防除推済。 では できない かいがん しゅうかん かんかん かんかん かんかん かんかん かんかん かんかん しゅう	進協議会	[実施主体] ・大信村航空	防除推進協議	会	[実施主体] 東村航空防除推	主進協議会
	[目的] ・水稲の病害虫発生の予防のため農 家と関係団体の協同により省力か つ対策的な広域防除を実施し、稲 作経営の安定を図ることを目的と する。	[目的] ・水稲のいもち病対策と 斉防除を実施し、稲作 上、安定生産を図るこ する。			5病対策とし ⁵ iし、稲作の生 図ることを目	て広域一斉 産性向上、 的とする。	[目的] ・水稲のいもちれ 斉防除を実施し 力軽減及び生産 目的とする。	病対策として広域ー し、農業生産者の労 産安定を図ることを
	概要] - 構成団体 白河農業協同組合 白河地方農業共済組合 白河地市 1 回 ・ 散布回数	 【概要】 ・構成団体 東西しらかわ農 白河地方農業 表郷村 ・散布回数 2回 ・散布面積 923ha ・参加農家数 700戸 ・農家負担金 3,300円/10 	, , , , , , , , , , , , , , , , , , , 	[概要] ・構成団体 ・散布回数・散布加農家を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を	白河農業協同 白河地方農業 大信村 2 回 880 h a 500 戸 3,240 円/		[概要] が構成 は は は は は は は は は は は は は は は は は は は	可農業協同組合 可地方農業共済組合 寸 2回 1,300ha 600戸 3,500円/10a

		4 市 村		
区分		· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	1	
	白河市	表郷村	大信村	東村
家畜防疫対策事業	【概要 】・家畜伝染病予防対策のための家畜 保健衛生所と連携し各種予防接種、 防疫検査推進と立会いを行なう。	【概要】・家畜伝染病予防対策のための家畜保健衛生所と連携し各種予防接種防疫検査推進と立会いを行なう。	【概要】・家畜伝染病予防対策のための家畜 保健衛生所と連携し各種予防接種、 防疫検査推進と立会いを行なう。	【概要 】・家畜伝染病予防対策のための家畜 保健衛生所と連携し各種予防接種、 防疫検査推進と立会いを行なう。
	[内容] 牛アカバネ病予防接種	[内容] 牛アカバネ病予防接種	[内容] 牛アカバネ病予防接種	[内容] 牛アカバネ病予防接種
農道関係	[現況](平成 15 年度末) ・農道総延長 94,201.0m ・一定要件農道延長(幅員 4m 以上) 12,663.0m ・路線数 281 ・舗装延長 10,210.0m	[現況](平成15年度末) ・農道総延長 25,778.0m ・一定要件農道延長(幅員4m以上) 25,778.0m ・路線数 59 ・舗装延長 13,696.0m	[現況](平成15年度末) ・農道総延長 14,924.0m ・一定要件農道延長(幅員4m以上) 14,899.0m ・路線数 36 ・舗装延長 3,653.0m	[現況](平成15年度末) ・農道総延長 25,063.0m ・一定要件農道延長(幅員4m以上) 24,694.0m ・路線数 90 ・舗装延長 7,068.0m
市町村単独土地改良事業	[目的] ・昭和30年代からのほ場整備事業等で整備された農業用施設やため池は、老朽化が進み機能が低下しているため、維持・修繕・改修を行い、適正な管理を行うことにより、農業生産基盤の充実と生産性の向上を図る。	[目的] ・昭和30年代からのほ場整備事業等で整備された農業用施設やためだは、老朽化が進み機能が低下しているため、維持・修繕・改修を行い、適正な管理を行うことにより、農業生産基盤の充実と生産性の向上を図る。	[目的] ・昭和30年代からのほ場整備事業等で整備された農業用施設やため池は、老朽化が進み機能が低下しているため、維持・修繕・改修を行い、適正な管理を行うことにより、農業生産基盤の充実と生産性の向上を図る。	[目的] ・昭和30年代からのほ場整備事業等で整備された農業用施設やため池は、老朽化が進み機能が低下しているため、維持・修繕・改修を行い、適正な管理を行うことにより、農業生産基盤の充実と生産性の向上を図る。
	[内容] ・農道整備(舗装) ・用排水路、頭首工の維持、修繕、 改修 ・ため池の補修、浚渫	[内容] ・農道整備(舗装) ・用排水路修繕、改修 ・ため池の補修、浚渫	[内容] ・農道整備(舗装) ・用排水路修繕、改修 ・ため池の補修、浚渫	[内容] ・農道整備(舗装) ・用排水路修繕、改修 ・ため池の補修、浚渫
	[負担割合] 市 100%	[負担割合] 村 100% 	[負担割合] 村 100%	[負担割合] 村 100%
県営土地改良事 業	[概要] ・県が行う農業農村整備事業に対し て推進及び地元支援を行う。	[概要] ・ 県が行う農業農村整備事業に対して推進及び地元支援を行う。	,	[概要] ・県が行う農業農村整備事業に対し て推進及び地元支援を行う。
	[事業・負担割合] ・経営体育成基盤整備事業舟田地区市 10.1%、地元 9.7% ・ため池等整備事業 西郷ダム市 7%、地元 10% ・老朽ため池(小規模)塩田池市 10.5%、地元 10.5%	[事業・負担割合] ・水環境整備事業 村 20%、地元 0% ・ため池整備事業 村 20%、地元 0% ・ふるさと農道緊急整備金山地区 事業 村 20%、地元 0%		[事業・負担割合] ・経営体育成基盤整備事業石原地区 村 12%、地元 8%

- ·			4	 市 村	<i>o</i>	現 況	
区分		白河市	表	郷村		大信村	東村
市町村森林整計画	Marian	【白河市森林整備計画】	【表郷村森林整備詞	計画】	【大信村森林整	備計画】	【東村森林整備計画】
司四		[概要] ・国の全国森林計画及び県の地域森林整備計画に即した市町村における森林整備のマスタープランであり、市町村は、5年ごとに10年を一期とした森林整備の計画をたてなければならない。	整備計画に即し 林整備のマスタ 町村は、5年ごと	画及び県の地域森林 た市町村における森 ープランであり、市 こに 10 年を一期とし 画をたてなければな	整備計画に即 林整備のマス 町村は、5年	計画及び県の地域森林 した市町村における森 タープランであり、市 ごとに 10 年を一期とし 計画をたてなければな	[概要] ・国の全国森林計画及び県の地域森林整備計画に即した市町村における森林整備のマスタープランであり、市町村は、5年ごとに10年を一期とした森林整備の計画をたてなければならない。
		・計画期間 平成 12 年 ~ 22 年 ・森林面積 5,910ha (うち国有林 916ha) ・人工林面積 2,420ha	・計画樹立 ・ 森林面積 ・森林面積 (うち国有林 ・人工林面積	平成 12 年~ 22 年 4,051ha 1,625ha) 1,157ha	・計画期間 ・森林面積 (うち国有林 ・人工林面積	平成 12 年~ 22 年 5,946ha 2,545ha) 1,588ha	・計画期間 平成 12 年 ~ 22 年 ・森林面積 1,562ha (うち国有林 0ha) ・人工林面積 532ha
林道事業		[目的] ・林道利用者の通行の安全確保、防塵、 路体の保護、路面流出、路則の災害 防止で] ・開設 ・舗装 ・橋梁改良 ・局部改良 ・福員拡張 ・法面保全、法面緑化 ・交通安全施設 ・維持管理 ・林道台帳整備	[・		[・	法面緑化 設	[目的] ・林道利用者の通行の安全確保、防塵、路体の保護、路面流出、路則の災害防止を関る。 [内容] ・開設・舗装・精梁改良・周当拡張・活面員保全、法面縁化・交通安全施設・維持管理・林道台帳整備
		[現況](平成15年度末) ・林道総延長 14,787.0m ・路線数 10 ・舗装延長 2,250.0m	[現況](平成 15 ^年 ・林道総延長 ・路線数 ・舗装延長	≢度末) 12,271.8m 8 2,246.1m	[現況](平成] ・林道総延長 ・路線数 ・舗装延長	15 年度末) 17,825.8m 9 1,736.6m	[現況](平成15年度末) ・林道総延長 6,852.4m ・路線数 6 ・舗装延長 4,133.7m
森林病害虫防 事業	方除	[概要] ・松くい虫等の森林病害虫を早期に、かつ、徹底的に駆除し、及びその保証を防止することで森林の保全を図る。高度公益機能松林である南部公園付近の松林や地区保全松林及び地区被害拡大防止松林については、くん蒸処理による伐倒駆除(国庫・県単事業)を実施している。	かつ、徹底的に	林病害虫を早期に、 駆除し、及びそのま ことで森林の保全を	│ かつ、徹底的	森林病害虫を早期に、 に駆除し、及びそのま ることで森林の保全を	[概要] ・松くい虫等の森林病害虫を早期に、かつ、徹底的に駆除し、及びそのまん延を防止することで森林の保全を図る。

- Λ		4	市	村	0	現	況		
区分	白河市		表郷村			大信村		東村	
	[内容] 松くい虫防除事業 (伐倒駆除事業) ・くん蒸処理(被害木をシート密閉被覆し薬剤散布) ・薬剤散布処理(被害木を集積して薬剤を散布) (危険木除去事業) ・伐倒集積処理(危険な松枯損木を伐採し集積) 保全松林緊急保護整備事業・保全松林軽全化本等の除去・処理) 奨励事業(国庫事業) 3/4補助(国1/2、県1/4、市1/4) 推進事業(県単事業) 1/2補助(県1/2、市1/2)	[内容] ・保全松林(・松くい虫(健全化整備事業 伐倒駆除事業	(衛生伐)	[内容] ・松くい虫防 ・危険木除却	5除事業 1事業		[内容] ・保全松林健全化整備事 ・危険木除却事業	業(衛生伐)
有害鳥獣駆除事業	[内容島	に第ノのを被況害策と 活関1ワ捕有害を等に認 動す号ク獲す等的がよめ 内るのマ等るの確生っら 容がよじてれ 1	数 50 日 数 200 / 獲実績 150 ?	条獣を許さで、こう。 間第(除可っの実るでき、こう。 間1ツく権て海に除なき、こう。	[・ 内福に第ノのを被況害策と 活大・・・・・ 内福に第ノのを被況害策と 活大・・・・・ 内福に第ノの権力等的がよめ 内村員間動動獣獲 鳥るのマ等るの確生っら 容狩数許延延類方	に	12条 第2条 第(除 第一 第一 第一 第一 第一 第一 第一 第一 第一 第一 第一 第一 第一	・年間許可回数 3 [・出動延日数 25 ・出動延人数 17 ・鳥獣類捕獲実績 57	2

先進事例

【篠山市】(兵庫県)

農林業関係事業の取扱い

- (1)農林業関係事業については、次のとおり実施するものとする。
 - アー国・県補助事業及び継続事業については、新町においても引き続き実施する。
 - イ 町単独事業については、合併時に調整する。ただし、集落生産組合に対する助成制度は篠山町の例によるものとし、農地の利用権設定 にかかる助成制度は西紀町の例による。
 - ウ 災害復旧事業にかかる町単独補助及び受益者の負担割合については、篠山町の例による。
- (2)農林業関係団体等については、次のとおり取扱うものとよる。
 - アー農業協同組合、森林組合及び土地改良協議会の統合については、それぞれの事情を尊重しながら調整に努める。
 - イ 農会長会については、合併時に統合する。
 - ウ 土地改良区及び水系協議会等については、現行のとおりとする。
 - エ 農林業施策の推進を図るための協議会等組織については、新町において新たに設置する。
- (3)新生産調整推進対策については、合併時に調整する。
- (4)農振農用地区域については、当面現行のとおりとし、新町において作成する農業振興地域整備計画に基づき調整する。
- (5)農林業関係基金については、合併時に合計額をもって基金を設置する。

【壱岐市】(長崎県)

- (1)農政関係事業
 - イ 農業震央地域整備促進事業については、新市において農業振興地域整備計画を策定する。
 - ロ 農業経営基盤強化促進対策事業については、新市において経営対策体制整備の地域農業マスタープランを作成する。農地流動化地域総 合推進事業については、新市において目標面積を設定し推進する。
 - ハ 米の生産調整については、生産調整推進基本計画を新市において策定し実施する。
 - なお、生産調整の助成については、合併前に調整し合併時から適用する。
 - 二 中山間地域等直接支払事業、有害鳥獣駆除事業については、現行のとおり新市に引き継ぐ。
 - ホ 各種関係団体については、合併前に調整し合併時から適用する。
 - へ 現在の各町助成事業については、従来からの経緯と実情に配慮し、合併前に調整し合併時から適用する。
 - ト 各町の産業まつり等及び農業機械銀行等については、現行のとおり新市に引き継ぐ。
- (2)畜産関係事業
 - イ 国、県の補助事業について、継続事業は現行のとおり新市に引き継ぐ。地元負担の伴うものについて、負担割合は従来からの経緯と実 情に配慮し、合併前に調整し合併時から適用する。
 - ロ 現在の各町助成事業については、従来からの経緯と実情に配慮し、合併前に調整し合併時から適用する。
- (3)林務関係事業
 - イ 造林事業については、現行のとおり新市に引き継ぐ。地元負担に対する町助成については、従来からの経緯と実情に配慮し、合併前に 調整し合併時から適用する。
 - ロ 林道及び森林病害虫対策(航空防除等)については、現行のとおり新市に引き継ぐ。
 - ハ 現在の各町助成事業については、従来からの経緯と実情に配慮し、合併前に調整し合併時から適用する。
- (4)農業農村整備関係事業
 - イ 国、県の補助事業について、継続事業は現行のとおり新市に引き継ぐ。地元負担の伴うものについて、負担割合は従来からの経緯と実 情に配慮し、合併前に調整し合併時から適用する。
 - ロ 農道については、現行のとおり新市に引き継ぐ。
 - 八 現在の各町助成事業については、従来からの経緯と実情に配慮し、合併前に調整し合併時から適用する。ただし、各土地改良区運営費 補助金については、現行のとおり新市に引き継ぐ。

白河市・表郷村・大信村・東村合併協議会協定項目調整内容

協定項目	24-(4)-イ 各種事務事業の取扱い(産業経済に関する事務事業/商工・観光関係)
調整方針	1 商工会議所及び商工会補助金については、現行のとおり新市に引き継ぎ、新市において補助基準等について調整する。2 各種観光イベントについては、現行のとおり新市に引き継ぐものとする。

区分		4 市 村	の現況	
	白 河 市	表 郷 村	大 信 村	東村
商工会議所・商工 会補助金関係	【白河市商工会議所】 ・白河市商工会議所補助金 2,000千円(H16預) ・白河中小企業相談所補助金 2,000千円(H16預)	【表郷村商工会】 ・経営改善普及事業補助金 5,578千円(H16弾) ・地域総合振興事業補助金 1,173千円(H16弾)	【大信村商工会】 ・大信村商工会補助金 3,600千円(H16弾) ・大信村商工会青年・女性部活動 補助金 200千円(H16弾)	【東村商工会】 ・小規模事業経営支援事業 6,630千円(H16預) ・地域総合振興事業 2,070千円(H16預) ・街路灯維持管理費補助 (特別会計) 816千円(H16預)
観光イベント助成に関すること	【イベント名】 ・旗宿まつり(かたくり祭、あじさい祭、収穫祭・新そば祭) ・白河関まつり (歩行者天国・花火大会) ・白河をまつり	【イベント名】 ・ふるさと表郷まつり	【イベント名】 ・ふるさと川まつりinたいしん 2004	【イベント】 ・サンライズフェスティバル
	目的に開催。	が一体となって魅力あるふるさと 表郷づくりを進めるため、豊かな 自然環境と特産物等を内外にPR し、村民の積極的参加と他地域と	な流れを、常にふるさとの誇りとし、後世まで守り育てよう~ をテーマとした、夏のイベント。 16年度で第5回を迎えたが、地域住民が「自ら企画し、そして参	【目的】 交流人口を増やし、東村をPR しようとするイベント。平成16年 度で10回目となる。

									1.1			`-						
区分	分	4 市 村 の 現 況																
		白	河	市	₹	長 绡	郎	村			大	信	村		身	Į.	村	
		【開催日】 ・かた10年4月10日 ・あた16年4月10日 ・あん16年7月10日 ・収成16年7月10日 ・収成16年9年10月23 ・白成河河(5年8月7日 ・白成河(16年12日1日 ・中成17年2月11日 ・平成17年2月11日	日(土 そば祭 日(土) 日(土) 日(土) 日~31)·11日(日) 译 -)·24日(日))·8日(日)	【開催日】 平成16	年8月	2 8	日(土)	【開催日平成1	1】 6年	8月1	目(日)	1	【開催日】 平成 1 6	年11月	3日	
		【会場】 ・旗宿まつり ・白河関まつ・ ・白河だるまった。		日河関の森公園 日河市内 日河駅周辺 下内目抜き通り	【会場】 表郷村終	給合運動	加公園			【会場】 大信村		可川公	₹		【会場】 21世紀の 館前)森運動公	園・夏	東村体育
		【事業費】(H1 ・旗宿まつり ・白河関まつり ・白河をまつり ・白河だるます	ָ נו	600千円 7,000千円 200千円 4,500千円	【事業費】	(H16)		6,45	8千円	【事業費	₹] (H1	16)	3,500=	F円	【事業費】	(H16)		700千円
		【補助金額】(・旗宿まつりまつりまつりまつりまつりまつりまつりまつりまつりまつりまつりまつりまつりま	実行多 振興名 り、白	300千円 会負担金	【補助金額・ふるさと 補助金	頁】(H16 △表郷ā	6) まつ!		委員会 0千円	【補助金 ・ふるさ 助金	:額】(! と川	(H16) まつり	実行委員会 3,500 ⁻					
		【その他のイク・さんじもさい (白河市) ・安珍念仏踊!	角り 関辺 <i>/</i> り	~】 \幡神社境内) 可市萱根地内)														

先 進 事 例

県 内

伊達7町合併協議会(協議終了)

- 1 商工会等への補助金は、現行のとおり新市に引き継ぎ、合併後調整する。
- 2 観光振興事業は、新市に引き継ぐものとする。
- 3 地域産業振興事業は、現行のとおり新市に引き継ぐものとする。

田村地方5町村合併協議会(協議終了)

- 1 商工観光事業については、引き続き事業の推進に努め、同一又は類似する事業の統合・再編を進め、事業の振興を図る。
- 2 中小企業振興助成事業及び商工観光振興補助事業については、新市において、新たな助成要綱等を制定する。

会津高田町・会津本郷町・新鶴村合併協議会(協議終了)

- 1 各種観光イベントについては、引き続き実施する。ただし、新町において、関係機関と連携を取りながら再度調整する。
- 2 その他商工業振興事業については、新町において調整する。

南相馬合併協議会(協議終了)

- 1 商工関係事業については、関係団体と連携を行いながら、地域経済の活性化と安定した雇用の場を確保するために、中小企業の支援、商店街の活性化、 企業誘致等、引続き商工業振興の推進を図ることとする。
- 2 観光関係事業については、4市町村が有する自然、歴史、文化資源など地域特性を生かした様々な施設整備や観光イベントが行われており、新市移行 後もこれらの自然資源、交流拠点施設を広く情報発信をしながら、広域的な観光振興を図ることとする。

県 外

篠山市(平成11年4月1日合併)

- 1. 商工会の統合については、それぞれの事情を尊重し調整に努める。また、補助金については現行制度を尊重し調整するものとする。
- 2 地域振興にかかる助成や貸付制度については、篠山町の例による。

さいたま市(平成13年5月1日合併)

商工・観光事業については、引き続き事業の推進に努めるものとする。同一又は類似する事業は統合又は再編するものとする。

南アルプス市(平成15年4月1日合併)

基本的には現状のまま継続することとし、拡大あるいは一本化すべきものについては新市において調整する。

- 1 商工会については一本化を図り、新市全域にかかる統合組織を設置する。
- 2 商工業振興にかかる継続中の事業は新市に引き継ぐ。また、新市の商工業振興計画を策定し統一的な振興を図る。

【参考法令関係】[抜粋]

商工会議所法

(地区)

- 第8条 商工会議所の地区は、市(都の区のある地域においては、そのすべての区をあわせたもの。以下同じ。)の区域とする。但し、商工業の状況により必要があるときは、町の区域又は隣接する市と市町村若しくは隣接する町と町村をあわせたものの区域とすることができる。
- 2 前項但書きの区域のうち、町の区域又は町と町村をあわせた区域は、地方自治法(昭和22年法律法律第67号)第8条第1項第1号から第3号までに掲げる要件を備えたものでなければならない。但し、商工業の状況により、特に必要があるときは、この限りでない。
- 3 商工会議所の地区は、他の商工会議所の地区又は商工会の地区と重複するものがあってはならない。

(市町村の配置分合に伴う地区の特例)

第8条の2 商工会議所の設立後にその地区たる市町村について配置分合があった場合において、その商工会議所の地区を配置分合後の市町村の区域と するための定款を変更し、又はその商工会議所が解散するまでの間は、前条第1項の規定にかかわらず、その商工会議所の地区は、配置分合前の市町 村の区域とする。

商工会法

(地区)

- 第8条 商工会の地区は、一の町村の区域とする。ただし、商工業の状況により必要があるときは、一の市又は隣接する二以上の市町村の区域とすることができる。
- 2 商工会の地区は、他の商工会の地区又は商工会議所の地区と重複するものがあってはならない。

(市町村の配置分合に伴う地区の特例)

第8条の2 商工会の設立後にその地区たる市町村について配置分合があった場合において、その商工会(その商工会が配置分合後の市町村の区域の一部をその地区の全部又は一部とし、その地区が隣接する他の商工会と合併した場合(以下この条において「隣接商工会との合併の場合」という。)にあっては、当該合併後存続する商工会又は当該合併によって成立した商工会。以下この条において同じ。)の地区を配置分合後市町村の区域とするための定款を変更し、又はその商工会が解散するまでの間は、前条第1項の規定にかかわらず、その商工会の地区は、配置分合前の市町村の区域(隣接商工会との合併の場合にあっては、当該合併前の各商工会の地区のすべてを合わせた区域)とする。